

令和 6 年度

大井競馬番組



特別区競馬組合

目 次

1. 主 催	5
2. 競 馬 場	5
3. 競馬の呼称	5
4. 開催日時	5
5. 定 義	5
6. 出走申込	8
7. 調教師の届出	10
8. 騎乗申込	11
9. 能力、調教試験	12
10. 馬 検 査	15
11. 番組ポイントの算定	16
12. 格 付	18
13. 競走番組	18
14. 負担重量	19
15. 引き付け、検量、集合及び発走の時刻	20
16. 出走投票	20
17. 蹄 鉄	26
18. 補 助 具	26
19. 出走の制限	26
20. 理化学検査	26
21. 外国産馬の出走資格等	26
22. 転入馬の資格等	27
23. 特別競走登録制度	28
24. 認定厩舎制度	29
25. 賞金・奨励金等（消費税を含む）	29
26. 同着の場合の賞金、奨励金等	42
27. 賞金、奨励金等の受領	42
28. 勝馬確定後の失格及び着順変更に伴う賞金等の取扱い	42
29. 賞金、奨励金等に対する納税	42
30. その他	43
大井競馬場レコード表	44
南関東地区許可蹄鉄一覧表	45
南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の取扱い基準	47
南関東地区で使用可能な補助具の取扱い基準	48
南関東地区における認定きゅう舎制度に関する申合せ事項について	49
南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について	56
南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の期間限定騎乗について	57
南関東4競馬場における外国人騎手の騎乗について	59
南関東地方競馬において、地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が 中央交流競走以外の競走に騎乗する際の服色の指定に係る申合せ事項	60
特別区競馬組合競馬実施規則第51条に定める騎手が競走に騎乗するときに 使用する騎手服等について	62
南関東地方競馬に騎乗できる騎手及び騎乗の制限について	65
特別区競馬組合馬主服取扱要領	67

2024年度(令和6年度) 大井競馬開催日割 (7月~9月)

予定

2024年	4川崎				6大井				浦和				5船橋				5川崎				7大										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
7月				スパーキングレディーカップ						優駿スプリント							習志野きらつとスプリント													サンタアニタトロフィー	
8月	井			6川崎				8大井				5浦和				6船橋															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
9月						スパーキングサマーカップ							黒潮盃							ルーキーズサマーカップ								フリーオンレジェンドカップ			
9月	7川崎				9大井				6浦和				7船橋				10大井														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
9月				戸塚記者記念	若武者賞					ゴールドジュニア	アフター5スター賞	東京記念					テレ玉杯オーバルスプリント								日本テレビ盃	マリオンカップ					

2024年	10大井					8川崎					11大井					7浦和					8船橋																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木									
10月	レディスプレリウド					ジャパンダートクラシック					東京盃					鎌倉記念					マイルグランプリ					埼玉新聞栄冠賞					平和賞									
11月						12大井					9川崎					8浦和					9船橋																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30										
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土										
11月						※JBC					ハイセイコー記念					ローレル賞					ロジータ記念					浦和記念					船橋記念									
12月	13大井					10川崎					10船橋					9浦和					14大井					井														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火									
12月	勝島王冠					ジェムストーン賞					全日本2歳優駿										ゴールドカップ					東京大賞典					東京2歳優駿牝馬					東京シンデレラマイル				

2024年度(令和6年度) 大井競馬開催日割 (1月~3月)

予定

2025年	11川崎				10浦和						15大井						11船橋						16大井								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1月	川崎マイルズ				ニューイヤークップ						桃花賞 ウインタースプリント						ブルーバードカップ 報知グランプリカップ						金盃								
2月	12川崎				12船橋						17大井						11浦和														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
2月	報知オールスターカップ				クイーン賞						雲取賞						ユングフラウ賞														
											ネモフィラ賞																				
3月	13川崎				18大井						12浦和						19大井						14船橋								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
3月					京成盃 グランドマイルス						フジノウェブ記念 ダイオライト記念						桜花賞 ネクストスター東日本						14船橋								
					スターバーストカップ												京浜盃														

競馬番組

1. 主催 特別区競馬組合

2. 競馬場 大井競馬場

東京都品川区勝島二丁目1番2号

3. 競馬の呼称

開催毎に発表する競馬競走番組による。

4. 開催日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

5. 定義

(1) 競馬場の所在等に関すること

ア. 南関4場

南関東地区に所在する4競馬場（大井競馬場、浦和競馬場、船橋競馬場、川崎競馬場）の総称をいう。

イ. 他地区

南関4場を除く地方競馬場又は主催者をいう。

なお、他地区所属馬が競馬に出走する際又は他地区所属騎手が競馬に騎乗する際は、競走番組表の馬名又は騎手名に、競馬場の最初の一字又は競馬場が所在する道県の最初の一字を付記する。

ウ. J R A

日本中央競馬会をいう。

なお、J R A所属馬が競馬に出走する際又はJ R A所属騎手が競馬に騎乗する際は、競走番組表の馬名又は騎手名に、**J**と付記する。

(2) 競走馬に関すること

ア. 出走申込馬

出走申込をすることができる馬は、出走する開催の初日に満2歳から9歳までであり、地方競馬全国協会の登録が完了している馬とする。なお、10歳以上馬については、前年次に入着歴のあるA1級格付馬に限り、当該年次の資格を与える。

イ. 馬の年齢

馬の年齢は、満年齢等特に記載のない限り出生の年を0歳とし、以後毎年1月1日に1歳を加えて数える。

ウ. 馬の性

牡馬、牝馬、騾馬（去勢）とし、騾馬は牡馬として取扱う。

エ. 馬の区分

(ア) 外国産馬

出生地が日本国以外の馬をいい、当該馬が競馬に出走する際は、競走番組表の馬名に、**㊦**と付記する。なお、出走資格等は21の定めによる。

(イ) 転入馬

他地区又はJRAの所属から南関4場のいずれかに所属を変更しようとする馬をいう。なお、資格等は22の定めによる。

(ウ) 海外既走馬

日本国以外に在籍したことがあり、かつ、出走経歴を有する外国産馬をいい、当該馬が競馬に出走する際は、競走番組表の馬名に、**[外]**と付記する。なお、出走資格等は21の定めによる。

(エ) 外国馬

(3)のエの(ア)に出走するため、又は(3)のエの(エ)により開催執務委員長が特に指定した競走に出走するために地方競馬登録を受けた馬をいい、当該馬が競馬に出走する際は、競走番組表の馬名に、**㊦**と付記する。

オ. 格付による馬の区分

(ア) 格付馬

12の定めにより格付された馬をいう。

(イ) 未格付馬

12の定めにより格付されない3歳馬及び2歳馬をいう。

(ウ) 非格付馬

次に掲げる馬をいう。

- ① 転入馬
- ② 馬登録抹消後、再登録を完了した馬
- ③ 南関東番組編成会議により格付が抹消された馬

(3) 競走の種類に関すること

ア. 競走の意義に関するもの

(ア) 重賞競走

特別競走のうち、競走体系上特に重要な競走であって、別に定める競走をいう。

(イ) 準重賞競走

特別競走のうち、主に重賞競走の体系を補完するために実施される競走であって、別に定める競走をいう。

(ウ) 特別競走

各編成区分における賞金、出走馬の質等の高い競走であって、競馬競走番組に定めた競走をいう。

(エ) 特選競走

普通競走のうち一定条件を付した競走であって、競馬競走番組に定めた競走をいう。

(オ) 選抜競走

編成馬が別に定める基準等により決定された競走をいう。

- (カ) 普通競走
 - (ア)～(オ)以外の競走をいう。
- イ. 出走資格に関するもの
 - (ア) オープン競走
 - 特に記載のない限り、クラス、ポイント等の上限を定めない競走をいう。
 - (イ) 条件競走
 - クラス、ポイント等の上限を定めた競走及び上限と下限を定めた競走をいう。
 - (ウ) 新馬競走
 - 競走に出走したことがない馬に限った競走であって、競馬競走番組に定めた競走をいう。
- ウ. 格付に関するもの
 - (ア) 一般競走
 - 1 2の定めにより格付された馬による競走をいう。
 - (イ) 未格付競走
 - 次に定める年齢別の競走の総称として用いる。
 - ① 3歳競走
 - 3歳馬のうち格付されない馬による競走をいう。なお、オープン競走及び競馬競走番組に定められた格付馬の出走資格がある競走も含む。
 - ② 2歳競走
 - 2歳馬による競走をいう。
- エ. 交流競走に関するもの
 - (ア) 国際競走
 - 日本グレード格付け管理委員会（以下「格付け委員会」という。）により格付される、J R A所属馬、他地区所属馬及び外国馬が出走できる重賞競走をいう。
 - (イ) 指定交流競走
 - ① J p n 格付重賞競走
 - 格付け委員会により格付される J R A所属馬及び他地区所属馬が出走できる重賞競走をいう。
 - ② ダート交流重賞競走
 - 格付け委員会における格付によらず、別に定める J R A所属馬及び他地区所属馬が出走できる重賞競走をいう。
 - ③ J R A 交流競走
 - J R A所属馬が出走できる条件競走をいう。
 - ④ その他の競走
 - 前記①から③の交流競走当日に実施され、競馬競走番組で定める J R A所属騎手が騎乗できる競走をいう。
 - (ウ) 地方交流競走
 - 他地区所属馬が出走できる競走をいう。
 - (エ) その他交流競走
 - 別途開催執務委員長が指定し、競馬競走番組に定める競走をいう。

(4) 賞金算定に関すること

- ア. 本賞金
競馬競走番組に定めた着内賞金額をいう。
- イ. 取得賞金
当該馬が競走に出走して得た本賞金額又はその合計額をいう。
- ウ. 番組ポイント
当該馬が競走に出走して得たポイントについて、11及び22の(3)に定める番組ポイント表により算出したポイント又はその合計ポイントをいう。
- エ. 番組ポイント算定日
番組ポイントの算定は、番組ポイント算定日までに取得したポイントで、11の定めにより算定する。格付は、番組ポイント算定日をもって、12の定めにより決定する。
番組ポイント算定日は、競馬競走番組に特に記載のない限り、当該競馬の前々開催最終日(南関4場開催日割を基準とする)とする。ただし、前々開催・直前開催が重複する場合又は前々開催・直前開催の開催間隔がない場合は、競馬競走番組に定めた日とする。

(5) 負担重量の種類

- ア. 定量
馬の年齢又は性により定めるものをいい、競馬競走番組に「定量」と記載する。
- イ. 別定重量
馬の格、年齢、性、番組ポイント、勝利度数、その他競馬競走番組で定める条件により算出するものをいい、競馬競走番組に「別定」と記載する。なお、特に記載しない場合についても別定重量として取扱う。
- ウ. ハンデキャップ(又はハンデ)
競走成績等を勘案し、番組編成委員が負担すべき重量を決定するものをいい、競馬競走番組に「ハンデキャップ」又は「ハンデ」と記載する。

(6) 競走成績

地方競馬における競走成績は、地方競馬情報処理システムから出力された当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。

JRAにおける競走成績は、JRAが発行した当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。なお、障害競走の競走成績を含む。

外国の競馬における競走成績は、公認競馬団体が発行した競走成績証明書又はこれに準ずる公認成績書に記載されたものとする。

6. 出走申込

(1) 申込日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 申込場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号

特別区競馬組合競馬事務局競走課(大井競馬場)

(3) 申込手続

次に掲げる書類に申込手数料1頭につき1,000円を添えて申込まなければならない。
ただし、JRA所属馬については申込手数料を不要とする。

申込手数料の納付については、口座振替による方法により行うこともできる。

- ア. 出走申込書
- イ. 馬主登録証(写)
- ウ. 馬登録証
- エ. 委任状(調教師が代理人として申込み場合)

(4) 資格

次に掲げる資格を有するサラブレッド系の馬とする。

- ア. 5の(2)のAに該当する馬。
ただし、未出走馬(初回の競走で競走除外となった馬を含む。ただし、当該除外に伴い、再検査・出走停止等の処分・制裁等を受けたものは除く)については、3歳12月31日までに能力試験に合格し、4歳3月31日までに出走できる馬でなければならない。
- イ. 競馬競走番組表に記載の出走申込条件を備えた馬又は非格付馬及びA級格付馬
- ウ. 競走馬預託契約書の写を提出した馬

(5) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬の申込を拒否する。

- ア. 馴致調教不十分と認められる馬
- イ. 競馬に参加して他の馬又は騎手に危険を及ぼすおそれがあると認められる馬
- ウ. 能力が著しく劣ると認められる馬
- エ. 繁殖に供された馬
- オ. 出走停止期間及び出走制限期間が当該競馬の初日にかかっている馬(ただし、別に定める競走を除く)
- カ. 傷害馬見舞金の支給期間が当該競馬の馬検査日にかかっている馬。ただし、支給期間が、2ヶ月以上の場合で、馬検査日の前日までに支給期間の2/3以上が経過する馬については、この限りではない。(傷害日の翌日から起算)
- キ. 休養期間が1年以上(最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで)の馬。
ただし、事前に番組編成委員に申し出て馬登録の時効抹消を保留した馬、再登録が完了した馬及び転入馬はこの限りではない。
- ク. 再検及び出走停止処分を受けたまま、南関4場間で所属場を変更した馬
- ケ. 入厩済みでない能力、調教試験対象馬(免除馬を除く)
- コ. 入厩済みでない川崎、船橋、浦和所属馬
- サ. 地方競馬主催者の賞金等の返還要求に応じない馬主の所有するすべての馬
- シ. 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬
- ス. その他、競馬の公正を害するおそれがあると認められる馬及び番組編成委員が特に認めた馬

(6) 出走申込馬の制限

競馬競走番組に定める出走申込日において、下表に該当する番組ポイントのC3級格付馬は、出走申込をすることができない。

年齢	1月～9月に出走申込時の 番組ポイント	10月～12月に出走申込時の 番組ポイント
4歳	—	150ポイント未満
5歳	150ポイント未満	300ポイント未満
6歳	300ポイント未満	450ポイント未満
7歳	450ポイント未満	600ポイント未満
8歳	600ポイント未満	750ポイント未満
9歳以上	750ポイント未満	750ポイント未満

なお、出走回数が、8回以下の馬については、出走申込制限の対象としない。

7. 調教師の届出

(1) 届出日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 届出場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号
特別区競馬組合競馬事務局競走課（大井競馬場）

(3) 届出手続

預託管理馬が出走申込をしたときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ただし、提出された調教師の届出書に係る馬について調教師の変更があった場合には、新たに当該馬を管理することとなった調教師は馬検査日までに提出すること。

なお、調教師補佐及び大井競馬所属の新規調教師を2名以上雇用する場合は、調教補佐のため管理する馬を各自に分割して届出なければならない。

ア. 調教師の届出書

イ. 調教師免許証

ウ. 当該馬の調教師補佐に係る調教師補佐免許証

エ. 当該馬のきゅう務員に係る関東地方公営競馬協議会が交付したきゅう務員認定証

(4) 資格

地方競馬全国協会の免許を受けた調教師

8. 騎乗申込

(1) 申込日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

なお、交流競走等に係る騎乗申込については、別に定めた日時とする。

(2) 申込場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号

特別区競馬組合競馬事務局競走課（大井競馬場）

(3) 申込手続

次に掲げる書類に申込手数料1,000円を添えて申込まなければならない。

ただし、JRA所属騎手については申込手数料を不要とする。

ア. 騎乗申込書

イ. 騎手免許証

なお、当該開催までに免許交付が予定されている者については、最初の騎乗日までに騎手免許証を提出するものとする。

(4) 資格

地方競馬全国協会の免許を受けた騎手で、南関4場所所属騎手とする。

ただし、当該開催までに免許交付が予定されている者、交流競走等、当該競走当日の指定した競走に騎乗予定の騎手及び「南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手及び外国人騎手の交流騎乗について」に定めた騎手については、この限りではない。

(5) 申込の拒否

競馬の公正を確保するため必要と認めるときは、騎乗申込又は騎乗を拒否することがある。

(6) 申込者の義務

ア. 大井競馬所属騎手は、当該開催の指定された日に点呼・訓示を受けるとともに、競走前日の午後9時から騎手調整ルームに入室すること。

イ. 川崎・船橋・浦和所属騎手は、指定された日に点呼・訓示を受け、競走前日の午後9時から自宅待機すること。

ウ. 交流競走等に騎乗するJRA、他地区及び外国人騎手は、別に定める。

(7) 減量騎手の取扱い

ア. 負担重量軽減の適用

(ア) 新規免許騎手が競走に騎乗するときは、その負担重量を期間又は勝利数により次のとおり減量する。

ただし、騎手免許を受け騎乗経歴のある騎手は適用しない。

新規免許の取得日から期間が、5年未満の騎手であって、

① 勝利度数が30回以下の騎手 3kg

② 勝利度数が31回以上50回以下の騎手 2kg

③ 勝利度数が51回以上100回以下の騎手 1kg

(イ) 女性騎手が競走に騎乗するときは、その負担重量から2kg減ずる。

ただし、減量を適用する期間に減ずる重量は、最大4kgまでとする。

(ウ) この適用を受けている騎手は、次のような印で示す。

	騎手免許取得後5年未満の騎手			騎手免許取得後5年以上 または101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝以上50勝以下	51勝以上100勝以下	
男性騎手	▲3kg減量	△2kg減量	☆1kg減量	減量なし
女性騎手	★4kg減量		▲3kg減量	◇2kg減量

イ. 重賞競走及び準重賞競走の騎乗

(ア) JpnⅡ・JpnⅢ競走、南関東重賞（SⅡ・SⅢ）競走及び準重賞競走には騎乗できる。

(イ) GI競走、JpnⅠ競走、南関東重賞（SⅠ）競走及び関東オークス（JpnⅡ）競走については、騎乗申込み時に、勝利度数31回以上の場合に限り騎乗できる。

(ウ) 重賞競走及び準重賞競走騎乗に際しては、負担重量の軽減は行わない。

(エ) 重賞競走及び準重賞競走騎乗後、負担重量の軽減を継続する。

ウ. 減量の変更と解除

(ア) 減量の変更は、期間又は勝利数のいずれかの条件を満たしたときに適用する。

(イ) (ア)の実施は次のとおりとする。

① 期間によるもの

減量期間満了が競馬開催中のものについては、当該競馬開催終了までとする。

② 勝利数によるもの

減量変更の条件を満たした開催を基点開催とし、当該基点開催から2開催日からとする。

(ウ) 基点開催が分割開催又は競合開催のときは、あらためて協議決定する。

(エ) 減量の解除は認めない。

9. 能力、調教試験

(1) 試験日時

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 試験場所

大井競馬場

(3) 受験手続

出走申込に係る馬が(4)に該当する場合は、試験日の3日前までに能力、調教試験受験申請書を提出すること。

なお、補助具を使用する場合は、申請書に記入すること。

(4) 受験馬

次に掲げる一に該当する馬は、能力、調教試験を受験し、合格しなければ当該競馬に出走することができない。ただし、エ、オ、カ、キ、ク、コ、サに該当する馬で川崎、船橋又は浦和競馬場において、当該競馬の第1日目の6日前までに合格した馬はこの限りでない。

- ア. 大井在厩未出走の2・3歳馬（能力試験）
- イ. 能力試験合格後、未出走で他の3場から転厩した2・3・4歳馬（調教試験）
- ウ. 能力試験合格日の翌日から当該競馬の前日までの期間が1年以上経過した未出走の3・4歳馬（再能力試験）
- エ. 南関4場のいずれかで、発走又は競走調教不十分等のため出走停止処分を受けた馬（再調教・再発走試験）
- オ. 鼻出血の発症により出走制限を受けた馬（調教試験）
- カ. 再検馬（再発走試験）
なお、発走再検を命ぜられた事象が、競馬場及び走路等の特性に起因すると認められる場合は、試験の方法等を変更する場合がある。
- キ. 再検馬（再調教試験）
（注 大井競馬場で調教再検を命ぜられた馬は、川崎・船橋・浦和競馬場の何れかで受験し合格した場合であっても、大井の試験に合格しなければ、大井競馬に出走することができない。
また、川崎・船橋・浦和競馬場で調教再検を命ぜられた馬は、大井競馬場で受験し合格した場合であっても、川崎・船橋・浦和の何れかの試験に合格しなければ、大井以外の競馬に出走することができない。）
なお、調教再検を命ぜられた事象が、競馬場及び走路等の特性に起因すると認められる馬は、試験の方法等を変更する場合がある。また、当該馬が再検を指定された場以外で受験し合格した場合、再検を指定された場以外の競馬には出走することができるが、再検を指定された場の競馬に出走するためには、指定場で受験し合格しなければならない。
- ク. 休養期間が1年以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬。（総合調教試験）
ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することがある。
また、当該競馬の第1日目から起算して6ヶ月以内に調教試験、再発走試験、再調教試験のいずれかに合格した馬はこの限りではない。
- ケ. 能力試験合格日の翌日から当該競馬の前日までの期間が6ヶ月以上経過した未出走の2・3・4歳馬（調教試験）
- コ. 休養期間が6ヶ月以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬（調教試験）
ただし、休養期間6ヶ月以内の最終機会となる開催において頭数制限を受けた馬については、直後の自場開催まで調教試験の受験を不要とすることがある。
- サ. 転入馬
(ア) 休養期間が1年以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬（総合調教試験）
(イ) 休養期間が1年未満（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬（調教試験）
(ウ) 休養期間が1年未満（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬で、次に掲げる一に該当する馬
① 当該競馬の前日から起算し、6ヶ月以内に再検を命ぜられた馬（調教試験）

- ② 転入前の最終出走の際、発走において注意の処分を受けた馬（調教試験）
 - ③ 転入前の最終出走において、タイムオーバー又は能力不足となった馬（再調教試験）
 - ④ 当該競走の前日から起算し、1年以内に出走停止処分を受けた馬（再調教試験）
- シ. 眼が正常でないと認められる馬（調教試験）
- ス. 番組編成委員・裁決委員・発走委員が指示した馬（再調教・再発走・調教・総合調教試験）

(5) 受験の免除

(4) のサのイに掲げる転入馬において、転入前の最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日までに6ヶ月を経過しない馬は、出走申込時の申請により調教試験の受験を免除できる。この際、当該競馬に出走しないことにより免除の有効期間が失効した場合は、調教試験を受験しなければならない。ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することができる。

なお、免除申請をせずに調教試験を受験し不合格となった馬は、免除の有効期間に係わらず、調教試験を受験しなければならない。

(6) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬の受験を拒否する。

- ア. 出走停止処分を受けた馬でその停止期間が1/2を経過しない馬
- イ. 鼻出血の発症により出走制限を受けた馬でその制限期間が2/3を経過しない馬
- ウ. 再検馬で再検を指示された日の翌日から10日を経過しない馬
- エ. 能力、調教試験不合格馬で不合格になった翌日から起算して6日を経過しない馬
- オ. 出走申込時に入厩済みでなかった馬
- カ. 番組編成委員・裁決委員・発走委員が指定した馬

(7) 能力・調教試験距離

(単位：m)

	2歳	3歳			4歳以上
		1月～3月上旬	3月下旬～8月	9月～12月	
能力・調教試験	800	800	1,000	1,200	1,200

ただし、番組編成委員が認めた場合はこの限りではない。

(8) 能力・再能力・再調教・再発走・総合調教試験制限タイム

種別	距離別	800 m	1,000 m	1,200 m	1,400 m	1,500 m
サラブレッド系		分 秒 5 7 . 0	分 秒 1 . 1 0 . 0	分 秒 1 . 2 4 . 5	分 秒 1 . 3 7 . 0	分 秒 1 . 4 4 . 5

(9) 調教試験制限タイム

種別	距離別	800 m	1,000 m	1,200 m	1,400 m	1,500 m
サラブレッド系		分 秒 5 8 . 0	分 秒 1 . 1 2 . 0	分 秒 1 . 2 6 . 0	分 秒 1 . 4 0 . 0	分 秒 1 . 4 7 . 0

ただし、タイム上合格しても次のいずれかに該当する馬は不合格とする。

- ア. 馴致調教不十分と認められる馬
- イ. 鼻出血（外傷性のものを除く。）を発症した馬

(10) 合格馬の有効期間

6ヶ月間とする。（合格日の翌日から起算）

ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することがある。なお、6ヶ月以内に出走しなかった馬は、調教試験・総合調教試験に合格しなければ出走することができない。

(11) 総合調教試験

ア. 受験資格馬

休養期間が1年以上（最終出走の翌日から起算し、当該競馬の前日まで）の馬。ただし、馬登録の時効抹消を保留した馬、再登録が完了した馬及び転入馬に限る。

イ. 受験競馬場

受験馬は、南関4場どの競馬場でも受験することができる。

ウ. 合格馬の措置

総合調教試験合格馬は、他の南関3場でも出走することができる。

エ. 競走馬傷害見舞金等

試験において事故が生じても、傷害見舞金等の対象としない。

オ. 合格馬の有効期間

6ヶ月間とする。（合格日の翌日から起算）ただし、頭数制限を受けた馬は期間を延長することがある。

なお、6ヶ月以内に出走しなかった馬は、再度総合調教試験に合格しなければ出走することができない。

10. 馬 検 査

(1) 検査日時、場所

開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 検査馬

出走申込馬で当該競馬に出走させる馬。

(3) 検査事項

- ア. 外貌検査
- イ. 歩様検査
- ウ. その他必要と認められること

(4) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬は馬検査を受けることができない。

- ア. 6の(4)に該当しない馬、6の(5)及び(6)に該当する馬
- イ. 疾病などにより出走を取り消した馬及び競走を除外された馬で、馬検査日がその診断書の診断期間にかかる場合
ただし、番組編成委員が認めた場合はこの限りではない。
- ウ. 出走申込後、転厩し、出走申込条件に該当しない馬
- エ. 当該競馬の前日から起算して、10日前までに入厩済みでなかった馬

1 1. 番組ポイントの算定

番組ポイントの算定は、番組ポイント算定日までに獲得した1着から5着までのポイントとする。

勝馬確定後に失格及び着順変更があった場合は、変更後の番組ポイントで算定する。

(1) 南関東地区の競走

格付ポイント表に基づき獲得した1着から5着までの番組ポイントを用いて算定する。

(2) 地方主催のダートグレード競走

格付ポイント表に基づき獲得した1着から5着までの番組ポイントを用いて算定する。

(3) 他地区競走（JRAおよびダートグレード競走を除く）

1着から5着までの着内賞金を1万で除した値を番組ポイントとする。

(4) JRA指定交流競走（ダートグレード競走を含む）

1着から5着までの着内賞金に60%を乗じた額（千円未満切捨）を1万で除した値を番組ポイントとする。

(5) 海外競走

1着から5着までの着内賞金を1万で除した値を番組ポイントとする。

格付ポイント表

競走種類		番組ポイント					
		1着	2着	3着	4着	5着	
3(4)歳 以上競走 格付馬	重賞競走	※G I・Jpn I	5000	1750	1000	500	250
		Jpn II	3100	1085	620	310	155
		Jpn III	2600	910	520	260	130
		S I	3100	1085	620	310	155
		S II	2600	910	520	260	130
		S III	2100	735	420	210	105
		牝S I	2600	910	520	260	130
		牝S II	2100	735	420	210	105
牝S III	1600	560	320	160	80		
格付馬	準重賞競走	700	252	154	91	63	
A 1	特別競走	600	240	150	90	60	
	普通競走	—	—	—	—	—	
A 2	特別競走	500	200	125	75	50	
	普通競走	320	128	80	48	32	
B 1	特別競走	320	128	80	48	32	
	普通競走	280	112	70	42	28	
B 2	特別競走	280	112	70	42	28	
	普通競走	240	96	60	36	24	

B 3	特別競走		240	96	60	36	24
	普通競走		200	80	50	30	20
C 1	特別競走		200	80	50	30	20
	普通競走		150	60	38	23	15
C 2	特別競走		180	72	45	27	18
	普通競走		100	40	25	15	10
C 3	特別競走		140	56	35	21	14
	普通競走		80	32	20	12	8
3 歳	重賞競走	Jpn I	2400	840	480	240	120
		Jpn II	1800	630	360	180	90
		Jpn III	1400	490	280	140	70
		S I	1800	630	360	180	90
		S II	1400	490	280	140	70
		S III	1200	420	240	120	60
		牝S I	1400	490	280	140	70
		牝S II	1200	420	240	120	60
	牝S III	1000	350	200	100	50	
	準重賞競走		600	216	132	78	54
	特別競走		280	112	70	42	28
普通競走	(1～6月)	220	88	55	33	22	
	(7～12月)	160	64	40	24	16	
2 歳	重賞競走	Jpn I	2000	700	400	200	100
		Jpn II	1500	525	300	150	75
		Jpn III	1200	420	240	120	60
		S I	1500	525	300	150	75
		S II	1200	420	240	120	60
		S III	1000	350	200	100	50
		牝S I	1200	420	240	120	60
		牝S II	1000	350	200	100	50
	牝S III	840	294	168	84	42	
	準重賞競走		600	216	132	78	54
	特別競走		320	128	80	48	32
	普通競走	既出走馬	250	100	63	38	25
		新馬	280	112	70	42	28

※ G Iについては、地方主催レース。

1 2. 格 付

(1) 格付基準

格付は、別表の格付基準表により番組ポイント算定日までの総番組ポイントをもって番組編成会議において決定する。

(2) 格付時期

3・4歳馬は、概ね下表の時期において格付する。

年齢 種別	3 歳							4 歳
	2	3	4	5	6	7	10	1
サラ	A 1 級	A 2 級	B 1 級	B 2 級	B 3 級	C 1 級	C 2 級	C 3 級

(3) 格付制限

番組ポイントが下表に該当する馬はC 3 級に格付しない。

年齢・時期	番組ポイント
4 歳 3 月末日	20 ポイント未満
4 歳 12 月末日	80 ポイント未満
5 歳 12 月末日	160 ポイント未満
6 歳以上 12 月末日	240 ポイント未満

格付基準表

1 月～6 月

(単位：ポイント)

7 月～12 月

(単位：ポイント)

馬齢 格	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳 以上
A1	2,800	3,400	4,300	5,000	5,500	5,900
A2	2,000	2,100	2,500	3,200	3,700	4,100
B1	1,500	1,600	1,900	2,200	2,700	3,000
B2	1,100	1,200	1,400	1,700	2,000	2,200
B3	700	800	1,000	1,300	1,600	1,800
C1		500	700	1,000	1,300	1,500
C2		200	400	700	1,000	1,200
C3		* 0	80	160	240	240

馬齢 格	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳 以上
A1	3,000	3,600	4,400	5,200	5,700	5,900
A2	2,200	2,300	2,600	3,400	3,900	4,100
B1	1,700	1,800	2,000	2,500	2,900	3,000
B2	1,200	1,300	1,500	1,800	2,100	2,200
B3	800	900	1,100	1,400	1,700	1,800
C1	500	600	800	1,100	1,400	1,500
C2	200	300	500	800	1,100	1,200
C3		20	80	160	240	240

* 4 月以降は 20 以上

1 3. 競 走 番 組

開催毎に発表する競馬競走番組による。ただし、やむをえない事由により競走条件その他を変更することがある。

1 4. 負担重量

未格付競走及び一般競走（クラス混合競走を含む）については、番組ポイント算定日までに取得した1着から5着までの番組ポイントの合計をもって次のとおり取扱うものとする。

ただし、競馬競走番組で別に定める競走については、この限りではない。

(1) 2歳競走

（9月30日までに初日を迎える開催）

基準重量を牡馬 54kg、牝馬 54kg とし、番組ポイントにより次のとおり加増する。

500ポイントにつき 1kg

（10月1日以降に初日を迎える開催）

基準重量を牡馬 55kg、牝馬 54kg とし、番組ポイントにより次のとおり加増する。

600ポイントにつき 1kg

(2) 3歳競走

（6月30日までに初日を迎える開催）

基準重量を牡馬 56kg、牝馬 54kg とし、番組ポイントにより次のとおり加増する。

600ポイントにつき 1kg

（7月1日以降に初日を迎える開催）

基準重量を牡馬 56kg、牝馬 54kg とし、成績により加増することがある。

(3) 一般競走

基準重量を牡馬 56kg、牝馬 54kg とし、成績により加増することがある。

(4) 3歳馬の負担重量の減量

一般競走（クラス混合競走を含む）の基準重量から、3歳馬は下表のとおり減量する。また、同一開催で、開催初日と他の日の月が異なる場合は、開催初日が含まれる月の減量を適用する。ただし、南半球産の3歳馬については（8）を併用する。

（単位：kg）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4	4	3	3	2	2	1	1	1	—	—	—

(5) クラス混合競走基準重量

（単位：kg）

性別 \ クラス	最上級	一階級下	二階級以下
牡	5 7	5 5	5 3
牝	5 5	5 3	5 1

ただし、成績等により加増・変更することがある。

(6) 勝得馬に対する加増

勝得馬に対する加増（番組ポイント算定後1着を得た馬）

ア 未格付競走勝馬 → 1勝毎に1kg加増（ただし格付予定後の加増はイの加増を準用する）

- イ 一般競走 (1) 昇格予定馬 → 1勝毎に2kg加増
 (2) 未昇格馬 → 1勝毎に1kg加増
- ウ J R A又は他地区における交流競走勝馬 → 1勝毎に2kg加増

(7) 特別競走登録が可能な競走の負担重量の取扱い

※ 2 3. 特別競走登録制度 参照

- ア. 未格付競走
 (1) ~ (2) 及び(6) のア及びウを適用する。
- イ. 一般競走
 (3) ~ (5) 及び(6) のイ及びウを適用する。

(8) 南半球産馬の負担重量の減量

基準重量から、下表のとおり減量する。

(単位：kg)

距離	馬齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1,600m 以下	2歳	/	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	4歳	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
1,600m 超 2,400m 未満	2歳	/	/	/	/	/	/	3	3	3	3	3	3
	3歳	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-
2,400m 以上	2歳	/	/	/	/	/	/	4	4	4	4	4	4
	3歳	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2
	4歳	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-

※ 1 7月1日から12月31日までの間に南半球で出生した馬に適用する。

※ 2 同一開催で、開催初日と他の日の月の異なる場合は、開催初日が含まれる月の減量を適用する。

1 5. 引き付け、検量、集合及び発走の時刻

開催毎に発表する競馬競走番組による。

出走投票の結果、取り止めとなった競走があったとき、また、その他の事由により時刻を変更することがある。

1 6. 出走投票

(1) 投票日時

当該競走3日前の10時00分まで。ただし、特に定める競走は、開催毎に発表する競馬競走番組による。

(2) 投票場所

東京都品川区勝島二丁目1番2号
 特別区競馬組合競馬事務局競走課 (大井競馬場)

(3) 投票手続

出走投票用紙に所要事項を記載のうえ、投票しなければならない。なお調教師を代理人として投票するときは、その委任状を提出すること。(出走申込時)

出走投票は競走番組システムにより行うことができる。

(4) 資格

次に掲げる馬とする。

- ア. 馬検査に合格した馬
- イ. 各競走の出走条件を満たした馬
- ウ. 予備登録を必要とする競走は予備登録を完了した馬

(5) 欠格事項

次に掲げる一に該当する馬の投票を拒否する。

- ア. 健康に支障があり又は調教が十分でないと認められる馬
- イ. 発走練習指定馬に指定された馬で、その後発走委員の癖矯正の確認を受けていない馬
- ウ. 番組賞金算定日後、出走取消または競走除外となった馬。ただし、開催執務委員長が特に認めた馬はこの限りではない。
- エ. 当該競馬（3日以上重複した開催を含む）に1競走出走した馬（頭数制限を受けた馬を含む）
- オ. 1日または2日重複した開催において、同一日に重複投票された馬
- カ. 出走投票以降に他の競走に出走しようとする馬
- キ. 馬検査日以降に転厩した馬及び馬検査日までに性変更又は馬名変更の手続が完了していない馬。ただし、開催執務委員長が特に認めた馬はこの限りではない。
- ク. 出走停止期間及び出走制限期間が当該競馬の初日にかかっている馬（ただし、別に定める競走を除く）
- ケ. 当該競馬の10日前入りゅう以降、一時的に退きゅうした馬
- コ. 地方競馬主催者の賞金等の返還要求に応じない馬主の所有するすべての馬
- サ. 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬
- シ. 競馬の公正を確保するため拒否する必要があると認められる馬

(6) 競走の種類及び出走可能頭数

競走の種類	出走可能頭数
重賞・準重賞	16 頭
2 歳 特別	14 頭
その他特別	16 頭
特 選	14 頭
選 抜	14 頭
普 通	14 頭

※ ただし、開催執務委員長が指定した競走を除く

(7) 頭数制限

ア. 出走すべき馬の決定方法

出走投票の頭数が出走可能頭数を超えた場合は、次の方法により、出走可能頭数に制限し出走すべき馬を決定する。

(ア) 競走の種類別出走馬優先順位（JRA所属馬、他地区所属馬及び外国馬は別に定める）

競走の種類	優先順位					対象となる競走
	1	2	3	4	5	
a. 国際競走	選定馬	補欠馬				東京大賞典
b. 指定交流重賞競走	選定馬	補欠馬				東京スプリント 帝王賞 東京盃 レディスプレリュード
c. 2・3歳馬の指定交流重賞競走	選定馬	取得賞金 (注1)	大井在厩馬			雲取賞 京浜盃
d. 2・3歳馬の指定交流重賞競走	優先出走馬	選定馬	取得賞金 (注1)	大井在厩馬		羽田盃 東京ダービー ジャパングラードクラシック
e. 2・3歳馬の地方交流重賞競走	選定馬	番組ポイント	大井在厩馬	直近1年 又は前5走 成績(注3)		黒潮盃 東京2歳優駿牝馬
f. 2・3歳馬の重賞及び準重賞競走	優先出走馬	番組ポイント	大井在厩馬	直近1年 又は前5走 成績(注3)		東京プリンセス賞 優駿スプリント ゴールドジュニア ハイセイコー記念 ジェムストーン賞 セラフィナイト賞 桃花賞 スターバーストカップ
g. ハンデキャップ重賞競走	優先出走馬	クラス	大井在厩馬	負担重量 (注4)	直近1年 又は前5走 成績(注3)	サンタアニタトロフィー
h. その他の重賞競走	優先出走馬	1年以内の 重賞勝馬 (注2)	クラス	大井在厩馬	直近1年 又は前5走 成績(注3)	ブリリアントカップ 大井記念 東京記念 アフター5スター賞 マイルグランプリ 勝島王冠 東京シンデレラマイル 金盃 フジノウェーブ記念

(注1) この場合の取得賞金は、地方競馬所属時の総取得賞金とする。

(注2) 「1年以内の重賞勝馬」の「1年以内」とは、前年の当該重賞競走実施日から起算する。ただし、当該重賞競走の施行時期が変更され、対象となる期間が10ヶ月に満たない場合は、前年の同時期に実施された競馬開催の第1日から起算する。また、「重賞」とは、JRA、ダートグレード及び南関東の重賞競走とする。

(注3) 直近1年以内の成績または前5走で入着歴のある馬(JRA、ダートグレード及び南関東以外の競走はすべて6着以下とみなす)。ただし、総合調教試験、調教試験(鼻出血による調教試験は除く)合格後の最初の出走となる馬及び南関東転入後初出走となる馬は、出走馬の優先順位の決定において直近1年以内の成績または前5走で入着歴のある馬とみなす。

(注4) 負担重量とは、当該馬の負担重量に牝馬、3歳馬及び南半球産馬の負担重量の減量に相当する重量を加えて得た重量の大きいものから優先出走を認める。

(イ) 上表に記載のない競走は、抽せんする。

(ウ) (イ)は、大井在厩馬を最優先する。ただし、一般競走においては当該馬のクラス、未格付競走においては当該馬の番組ポイント条件の競走がある場合は、この限りではない。

(エ) (ウ)によって大井在厩馬が頭数制限の対象となった場合の取扱いは、イの定めによる。

(オ) クラス及び番組ポイントは、当該競馬における番組ポイント算定日のものとする。

(カ) 招待騎手が騎乗する馬は優先することがある。

(キ) (イ)で抽せんによる場合、番組編成委員が認めた馬は、優先することがある。

イ. 出走できる馬の決定方法

出走投票の結果、大井在厩馬が頭数制限の対象となった場合、次のとおり取扱う。

(ア) 対象となる競走

16.(7)ア.(ア)表以外の競走

ただし、別に定めのある競走、あらかじめ出走馬を選定する競走を除く。

(イ) 優先出走

① 優先順位1位:前3開催(大井)に頭数制限を受けた馬(ただし、(10)アの対象となる場合は優先しない)

② 優先順位2位:前走で、JRA、南関東地区の競走において3着以内の馬

③ 優先順位3位:前3走以内にJRA、南関東地区の競走において1着を得た馬

④ 優先順位4位:前3走以内にJRA、南関東地区の競走において3着以内を得た馬

⑤ 優先順位5位:

・ 総合調教試験、調教試験(鼻出血による調教試験は除く)合格後最初の出走となる馬

・ 南関東転入後、最初の出走となる馬

・ 初出走の馬

(ウ) 最初に頭数制限の対象となる馬(優先除外)

① 優先順位1位:前3走がすべて10着以下の馬

② 優先順位2位:前3走がすべて8着以下の馬

③ 優先順位3位:前3走がすべて6着以下の馬

優先除外対象馬が除外頭数を超えた場合は、抽せんする。

※ 競走中止は10着以下としてみなす。

※ 同条件競走（距離、賞金等の異なる選択競走）の場合は、出走投票された全馬を対象とする。

※（１０）ア．の頭数制限の対象となる場合は、前３走内で（１０）ア．の頭数制限を受けた６着以下の競走を５着としてみなす（出走取消、競走除外の場合も含む）。

ウ． 抽せん等にもれた馬の取扱い

(ア) 当該馬のクラス（含番組ポイント条件）の競走がある場合は、頭数制限を受けた馬として取扱わない。

(イ) 同一日に同条件競走がある場合は（１０）によるものとする。

（８） 騎乗の制限

ア． 騎乗回数

同一騎手が１日に連続して騎乗できる回数は６回以下、１日に騎乗できる回数は８回以下とする。ただし、交流重賞競走に騎乗予定の他地区所属騎手は「南関東４競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」による。

なお、レース変更等に伴う連続騎乗はこの限りではない。

また、１日に２場での騎乗はできない。

イ． 重賞競走及び交流競走に騎乗の南関東地区所属以外の騎手が１日に連続して騎乗できる回数、１日に騎乗できる回数は、「南関東４競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」による。

ウ． 出走投票した後に騎乗変更した騎手は、その理由によっては、その後の騎乗を拒否することがある。

（９） 競走の取り止め及び順序の変更

ア． 出走投票の結果が４頭以下の場合は、その競走を取り止めとし、その代替の競走は編成しない。ただし、同一日に同条件の競走がある場合は（１０）による。

また、競走の分割に該当する競走がある場合は（１１）によるものとする。

イ． 出走投票の結果によって、競馬競走番組に定めた競走順序を変更することがある。

（１０） 同条件競走（距離、賞金等の異なる選択競走も含む）の取扱い

同一日に同条件競走として、２競走以上実施する場合は、出走投票の結果により次のとおり取扱う。

また、同一日以外の同条件競走が４頭以下になる場合は、他の日の同条件競走の編成馬から繰り入れることがある。

ア． 抽せん等にもれ頭数制限を受けた場合

出走可能頭数に満たない同条件競走（他の日の同条件競走も含む）がある場合は、頭数制限を受けた馬を抽せん等によりその競走に出走投票したものとみなす。

また、この結果イの(ウ)、ウ、エに該当する場合はそれぞれの定めによる。

イ． ４頭以下の場合

(ア) 両方が４頭以下の場合

合わせて一競走に出走投票したものとみなす。

(イ) 一方が４頭以下で、かつ他方と合わせて９頭以下の場合

当該４頭以下の馬を他方の同条件競走に出走投票したものとみなす。

(ウ) 一方が4頭以下、他方が出走可能頭数以下で、両方合わせて10頭以上の場合
他方の同条件競走に出走投票した馬を、抽せん等により当該競走に出走投票したものとみなす。この場合において、当該競走の頭数は、他方の同条件競走の頭数を上回らないものとする。

また、この結果ウ、エに該当する場合はそれぞれの定めによる。

(エ) 上記の(ア)(イ)にかかわらず、競走数確保のため必要がある場合は、3以上の同条件競走のうち、出走頭数が5頭を超える競走の5頭を超えた頭数を抽せん等により投票数が5頭に満たない競走に投票したものとみなすことがある。これにより頭数が増える競走は、他の同条件競走の頭数を上回らないものとする。

ウ. 5頭以上8頭未満の場合

他方の同条件競走の出走投票数が9頭以上で出走可能頭数以下の場合には、8頭を超えた数の馬を抽せん等により当該競走に出走投票したものとみなすことができる。

なお、この結果、当該競走は8頭を超えないものとする。

エ. 8頭の場合

当該競走を8頭とする。

ただし、他方の同条件の出走投票数が10頭以上で出走可能頭数以下の場合で、開催執務委員長が認めた場合は、1頭の馬を抽せん等により当該競走に出走投票したものとみなすことができる。

(11) 競走の分割

出走投票の結果、競走の取り止めがあったとき、次に掲げる一に該当する競走がある場合、その競走を抽せんにより分割することがある。

ただし、開催執務委員長が特に必要と認めた場合は、前日発売を実施する重賞競走当日に限り、下記のア、イ、ウに関わらず、その競走を抽せんにより分割することができる。

ア. 普通競走で出走投票数が15頭以上の場合。ただし、分割した他方の競走との出走投票数の差が1頭を超えないものとする。

イ. 特別競走（B級以上の競走を除く）で出走投票数が15頭以上の場合。ただし、分割した他方の競走との出走投票数の差が1頭を超えないものとする。

ウ. 距離が同じ同条件の普通競走で合併後分割したとき、各競走が8頭以上となる場合。

ただし、開催執務委員長が特に必要と認めた場合は、距離が異なる同条件競走であっても、各競走が8頭以上となることを原則として、番組編成委員が分割することができる。この際、各競走の出走投票数は（10）により他方の同条件競走に出走投票したものとみなすことができる。

上記に該当する競走が2競走以上ある場合は、番組編成委員が分割する競走を指定する。

また、ア～ウの分割競走の着内賞金額及び競走条件（距離は含まない）は同一とする。

17. 蹄 鉄

蹄鉄を使用しない馬は競走に出走できない。ただし、装鞍所集合以降に落鉄し再装蹄不能な馬についてはこの限りではない。

別紙「南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の取扱い基準」に定めるところによる。

18. 補 助 具

別紙「南関東地区で使用可能な補助具の取扱い基準」に定めるところによる。

なお、補助具等の使用を必要とする場合は「補助具等使用申請書」を提出すること。

19. 出走の制限

ア. 競走の結果、次に示す制限タイムを超えた馬及び制限タイムの記載のない距離の競走で著しく遅れて入線した馬は、一定期間出走を拒否することがある(能力不足)。

出走拒否期間 2歳馬：3開催 3歳以上：5開催

距離別 種別	800 m	1,000 m	1,200 m	1,400 m	1,500 m	1,600 m
サラブレッド系	分 秒 5 7 . 0	分 秒 1 . 1 1 . 0	分 秒 1 . 2 5 . 0	分 秒 1 . 3 9 . 0	分 秒 1 . 4 6 . 0	分 秒 1 . 5 3 . 0

※ J R A主催の特別指定競走(オープン競走を除く)の制限タイム

当該競走の出走頭数が9頭以上の場合には8着馬の走破時計から、8頭以下の場合には5着馬の走破時計から、J R Aのタイムオーバーの基準を適用する。

- イ. 出走取消をした馬、競走除外された馬については、その理由によっては、その後の出走を拒否することがある。
- ウ. 装あん所引付以降、競走後に帰厩するまでの間(帰厩に際して馬輸送を必要とする場合は競走後の馬運車乗車時まで)に鼻出血(外傷性のものを除く)を発症した馬は、発症した日の翌日から起算して、1回目は30日間、2回目は60日間、3回目以上は90日間出走を制限する。なお、他地区主催者(中央競馬を含む)所屬時に発症した鼻出血歴が確認できた場合は、その回数を計上し出走制限期間を決定する。
- エ. 競走においてアナボリックステロイドが検出されて出走停止を受けた馬は、当該処分を受けた日の翌日から起算して出走停止期間(30日間)を含めて6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。
競走外検査等で陽性となった馬は、検体採取日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。
- オ. 規制薬物が検出された馬は、規制薬物での治療状況等を調査し、必要があると認めるときは出走を制限する。

20. 理化学検査

到達順位が第2位までの馬及び裁決委員が指定した馬については、理化学検査を受けなければならない。

21. 外国産馬の出走資格等

(1) 出走資格

外国の競走に出走したことがない馬とする。なお、出走申込時に輸出国の競馬統括団

体の発行する外国の競走に出走したことの無い旨の証明書（写でも可）を提出しなければならない。

ただし、地方競馬全国協会又はJRAの登録馬で外国の競走に遠征出走した馬、転入手続きが完了した海外既走馬及び交流競走の出走予定馬で、所属主催者における出走資格を満たしている馬はこの限りではない。

(2) 欠格事項

- ア. 繁殖に供された馬
- イ. 競馬の公正を害するおそれがあると認められる馬

2.2. 転入馬の資格等

(1) 転入資格

南関東地区以外からの転入馬は、出走申込時、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

※ 入厩・登録等が完了していても転入はまだ認められていません。出走申込することにより転入手続きが完了となります。ご注意ください。

ア. 年 齢

2歳から6歳までとする。

イ. 取得賞金額

1着から5着までの本賞金額について、以下により算出した合計額が、下表の金額以上の馬とする。

なお、本賞金とは、競走成績証明書に記載されたものとする。

<算出方法>

・地方競馬で取得した本賞金総額

全 額

・中央競馬で取得した本賞金総額

500万円以下の場合 全額

500万円を超える場合 500万円とそれを超える金額の60%の額を加算した額

(単位：万円)

種類 \ 年齢	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
サラブレッド系	50	100	500	800	1,100

ウ. 上記ア、イに係らず、次の条件を満たしている馬については、転入を認める。

(ア) 勝利度数によるもの

4歳6勝、5歳8勝、6歳10勝以上の馬

(イ) 番組ポイント算定後の格付によるもの

A級に格付される7・8歳馬

(2) 欠格事項

次に掲げる馬は、転入することができない。

ア. 鼻出血により出走制限を受けた馬

ただし、その後出走した馬はこの限りではない。

- イ. 平地調教及び発走調教再検（審）査を命ぜられた馬
ただし、その後出走した馬はこの限りではない。
- ウ. 出走停止処分を受けた馬。ただし、次の馬はこの限りではない。
 - (ア) 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた馬で、その後、出走した馬
 - (イ) 競走調教不十分、発走調教不十分、能力支障等により出走停止処分を受けた馬
で、出走停止処分後5回以上出走した馬
- エ. 外国産馬で、外国で出走したことがある馬
ただし、日本の登録馬で外国の競走に遠征出走した馬はこの限りではない。（賞金の換算は別途定める。）
- オ. 公正を害するおそれがあると認められる馬

(3) 格付及び編成

南関東地区以外からの転入馬（南関東→他地区→南関東への再転入含む）は原則、取得した本賞金額を1万で除した値を番組ポイントとする。

ただし、以下に該当する場合はそれぞれの計算方法によりポイントを算定する。

ア. 中央競馬で取得した賞金

500万円以下の馬 取得賞金額／1万で算定

500万円を超える馬 $[500\text{万円} + (\text{取得賞金額} - 500\text{万円}) \times 0.6] / 1\text{万}$ で算定

イ. 地方主催のダートグレード競走での入着

再転入馬を含め、転入前のダートグレード競走は、実施時期に関係なく格付ポイント表に基づき番組ポイントを算定

なお、(1)ーウの(ア)の規定により転入が認められた馬で、番組ポイントが(1)ーイの(取得賞金額／1万)に満たない馬は、転入（出走申込）時の年齢・時期に応じ、「4歳1～6月500ポイント、4歳7～12月600ポイント、5歳800ポイント、6歳1,100ポイント」を番組ポイントと定め、当該番組ポイントと調教試験合格時又は調教試験免除時の年齢を基準とし、格付及び編成する。

また、4歳7～12月の転入馬で取得賞金が600万円未満の馬に関しては、600ポイントを番組ポイントと定め、格付及び編成する。

2.3. 特別競走登録制度

(1) 概要

特別競走において、出走を希望する競走に編成される制度。馬の適性に合った競走距離を選択可能にすることで、競走内容の向上を図り、早期昇格の機会を与えるものである。

(2) 対象競走

競馬競走番組（既定）において、指定する競走を⑥と表示する。

(3) 申請方法

当該開催の前開催最終日までに「特別競走登録申請」を提出する。

2 4. 認定厩舎制度

認定厩舎制度については、別に定める。

2 5. 賞金・奨励金等（消費税を含む）

(1) 馬 主

馬主が賞典停止の処分を受けた場合、処分を受けた期間は出走手当を支給しない。また、同期間については、併せて賞金の一部を支給しないことがある。

ア. 賞 金

(ア) 着内賞金

1着から5着までの馬に対して、競馬競走番組に示す額を支給する。

(イ) 着外手当

① 6着以下の馬に対し、次のとおり支給する。ただし、失格又は競走を中止した場合は支給しない。

A 重賞競走

a. 東京大賞典	300,000 円
b. 羽田盃・東京ダービー・帝王賞・ ジャパンダートクラシック	250,000 円
c. 京浜盃	230,000 円
d. 東京プリンセス賞・大井記念・黒潮盃・東京盃・ ハイセイコー記念・東京2歳優駿牝馬・金盃・雲取賞	200,000 円
e. 東京スプリント・優駿スプリント・東京記念・ レディスプレリュード・マイルグランプリ・勝島王冠	180,000 円
f. プリリアントカップ・サンタアニタトロフィー・ ゴールドジュニア・アフター5スター賞・ ジェムストーン賞・東京シンデレラマイル・ フジノウェーブ記念	150,000 円

ただし、C級格付馬には支給しない。(年齢・性別条件のある競走を除く。)

B 準重賞・特別及び普通競走

10,000 円

② 前記①のA重賞競走を除く競走の着外馬に対し、次のとおり付加支給する。

ただし、失格又は競走を中止した場合は支給しない。

大井在厩馬 60,000 円

イ. 出走奨励金

重賞・準重賞に出走した大井在厩馬(4歳以上C3級格付馬は除く) 170,000 円

A級からC2級格付の大井在厩馬 170,000 円

3歳未格付、2歳未格付の大井在厩馬 165,000 円

C3級格付の大井在厩馬 130,000 円

C3級格付の川崎・船橋・浦和在厩馬 70,000 円

上記以外の川崎・船橋・浦和在厩馬 75,000 円

※ 格は番組ポイント算定日時点のものとする。

ウ. 特別出走奨励金（大井在厩馬）

1 出走につき 8,000 円

エ. 付加奨励金

特別・普通（特選含む）競走に出走した大井在厩馬に対しては、下表のとおり付加奨励金を支給する。

（単位：円）

		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	
C1	特別	800,000	320,000	200,000	120,000	80,000	
	普通	800,000	320,000	200,000	120,000	80,000	
C2	特別	600,000	240,000	150,000	90,000	60,000	
	普通	500,000	200,000	125,000	75,000	50,000	
C3	普通	100,000	40,000	25,000	15,000	10,000	
3 歳	中央交流	200,000	80,000	50,000	30,000	20,000	
	特別(ア)	500,000	200,000	125,000	75,000	50,000	※
	特別(イ)	700,000	280,000	175,000	105,000	70,000	※
	特別(ウ)	200,000	80,000	50,000	30,000	20,000	※
	一般(ア)	700,000	280,000	175,000	105,000	70,000	※
	一般(イ)	300,000	120,000	75,000	45,000	30,000	※
	一般(ウ)	200,000	80,000	50,000	30,000	20,000	※

※ 3 歳特別(ア)は 1 着賞金が 300 万円以上の競走。特別(イ)は 1 着賞金が 240 万円以上 260 万円以下の競走。特別(ウ)は 1 着賞金が 220 万円以下の競走。3 歳一般(ア)は 1 着賞金が 160 万円以上 180 万円以下の競走。一般(イ)は 1 着賞金が 150 万円の競走。一般(ウ)は 1 着賞金が 140 万円の競走。

オ. 6・7・8 着手当

オープン～B 3 級格付の特別競走及び C 1 級・C 2 級格付に出走した大井在厩馬に対し、当該競走の 1 着賞金に下表の比率を乗じて得た額を支給する。

着 順	6 着	7 着	8 着
比 率	3%	2%	1%

カ. 長距離手当

1,700m 以上（2 歳競走は 1,600m 以上）の特別・普通（特選含む）競走に出走した大井在厩馬に対し、30,000 円を支給する。

キ. 長距離入着付加手当

カ. の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、下表の着順に応じた額の手当を支給する。

（単位：円）

着 順	1 着	2 着	3 着	4 着	5 着
金 額	100,000	40,000	25,000	15,000	10,000

なお、2 歳競走及び 3 歳競走（第 1 回～第 4 回、第 15 回～第 19 回大井競馬）に

おけるカ. の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、上記の表に加えて下表の着順に応じた額の手当を追加支給する。

(単位：円)

着 順	1 着	2 着	3 着	4 着	5 着
金 額	100,000	40,000	25,000	15,000	10,000

- ク. 左回り競走特別手当
左回りで行われた競走に出走した大井在厩馬に対し、50,000 円を支給する。
- ケ. 若手騎手育成手当
大井所属の減量騎手が騎乗する大井在厩馬が、C 1 級から C 3 級の特別・普通(特選含む)競走に出走した場合、10,000 円を支給する。
- コ. 夜間特別出走奨励金 (後半 4 競走)
1 出走につき 4,000 円
- サ. 厳冬期夜間開催*に係る特別出走奨励金 (発走予定時刻が 17 時 30 分以降の競走)
1 出走につき 1,000 円 * 1 月、2 月に初日を迎える開催
- シ. 交流競走特別奨励金
交流競走に選定され、出走した馬の馬主に対して、下表のとおり奨励金を支給する。

(単位：円)

特別出走奨励金	南関東選定馬	JRA 選定馬	他地区選定馬
G I	150,000	300,000	100,000
Jpn I	150,000	250,000	100,000
Jpn II、III	50,000	200,000	50,000
地方交流競走	支給しない	支給しない	100,000
J R A 交流競走	20,000	支給しない	支給しない

- ス. レコード賞
前回までの記録を更新し、かつ、その開催の最高記録となった場合は、50,000 円を支給する。
- セ. 傷害馬見舞金
競走中及び能力・調教試験中の事故馬に対し、予算の範囲内において見舞金を支給する。
ただし、総合調教試験及び再能力試験中の事故馬には支給しない。
- ソ. 発馬機内膠着等による競走中止の場合の支給
発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった馬は、大井競馬番組の 25 の (11) により支給しない。
- タ. ダートグレード競走出走付加奨励金
大井競馬場で実施される以下のダートグレード競走に出走した大井在厩馬に対し、1 出走につき 500,000 円支給する。
東京スプリント・羽田盃・東京ダービー・帝王賞・東京盃・
ジャパンダートクラシック・レディスプレリュード・東京大賞典・
雲取賞・京浜盃

チ. J p n I (G I) 指定競走勝馬出走奨励金

指定競走の1着または2着となった地方所属馬が、当該年度において対象となる Jpn I (G I) 競走に出走した場合、下表のとおり支給する。

指定競走名	着順	対象競走	奨励金額	
スターバーストカップ	1着馬	羽 田 盃	1,000,000 円	
クラシックチャレンジ	1着馬		1,000,000 円	
東京ダービーチャレンジ	1着馬	東 京 ダ ー ビ ー	1,000,000 円	
クラウンカップ	1着馬		2,000,000 円	
東京湾カップ	1着馬		2,000,000 円	
ダイヤモンドカップ	1着馬		2,000,000 円	
西日本クラシック	1着馬		2,000,000 円	
	1着馬			2,000,000 円
大 井 記 念	1着馬	帝 王 賞	2,000,000 円	
	2着馬		1,000,000 円	
か し わ 記 念	1着馬		2,000,000 円	
	2着馬		1,000,000 円	
羽 田 盃	1着馬		ジ ャ パ ン ダ ー ト ク ラ シ ッ ク	2,000,000 円
東 京 ダ ー ビ ー	1着馬			2,000,000 円
	2着馬	1,000,000 円		
黒 潮 盃	1着馬	2,000,000 円		
	2着馬	1,000,000 円		
不 来 方 賞	1着馬	2,000,000 円		
勝 島 王 冠	1着馬	東 京 大 賞 典		2,000,000 円
東 京 記 念	1着馬			2,000,000 円

ただし、指定競走に2競走出走し、いずれにおいても権利を得た場合には、いずれか1競走分(奨励金額の多い方、同額の場合は施行時期の早い方)を支給する。

(2) 調教師

管理馬が出走した場合は、次のとおり支給する。ただし、賞典停止以上の処分を受けた場合は、対象となる当該競走から停止を受けた期間は管理馬のすべてについて支給しない。

ア. 調教奨励金

下表のとおり支給する。(なお、1着となった場合は、1着賞金の1%の額を加えた額)

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井

競馬番組の25の(11)により支給しない。

競走の種類		区 分					
		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	6 着以下及び競走中止
1	2の競走を除く競走	円 18,000	円 16,000	円 15,000	円 14,000	円 13,500	円 13,000
2	東京スプリント競走 羽田盃競走 東京ダービー競走 帝王賞競走 東京盃競走 ジャパンダートクラシック競走 レディスプレリュード競走 東京大賞典競走 雲取賞競走 京浜盃競走	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000

イ. 付加奨励金

特別・普通(特選含む)競走に出走した大井在厩馬に対しては、下表のとおり付加奨励金を支給する。

(単位：円)

		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	
C1	特別	88,000	32,000	20,000	12,000	8,000	
	普通	88,000	32,000	20,000	12,000	8,000	
C2	特別	66,000	24,000	15,000	9,000	6,000	
	普通	55,000	20,000	12,500	7,500	5,000	
C3	普通	11,000	4,000	2,500	1,500	1,000	
	3歳 中央交流	22,000	8,000	5,000	3,000	2,000	
	特別(ア)	55,000	20,000	12,500	7,500	5,000	※
	特別(イ)	77,000	28,000	17,500	10,500	7,000	※
	特別(ウ)	22,000	8,000	5,000	3,000	2,000	※
	一般(ア)	77,000	28,000	17,500	10,500	7,000	※
	一般(イ)	33,000	12,000	7,500	4,500	3,000	※
	一般(ウ)	22,000	8,000	5,000	3,000	2,000	※

※3歳特別(ア)は1着賞金が300万円以上の競走。特別(イ)は1着賞金が240万円以上260万円以下の競走。特別(ウ)は1着賞金が220万円以下の競走。3歳一般(ア)は1着賞金が160万円以上180万円以下の競走。一般(イ)は1着賞金が150万円の競走。一般(ウ)は1着賞金が140万円の競走。

ウ. 長距離手当

1,700m以上(2歳競走は1,600m以上)の特別・普通(特選含む)競走に出走した大井在厩馬に対し、10,000円を支給する。

エ. 長距離入着付加手当

ウ. の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、下表の着順に応じた額の手当を支給する。

(単位：円)

着順	1着	2着	3着	4着	5着
金額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

なお、2歳競走及び3歳競走（第1回～第4回、第15回～第19回大井競馬）におけるウ. の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、上記の表に加えて下表の着順に応じた額の手当を追加支給する。

(単位：円)

着順	1着	2着	3着	4着	5着
金額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

オ. 左回り競走特別手当

左回りで行われた競走に出走した大井在厩馬に対し、5,000円を支給する。

カ. 若手騎手育成手当

大井所属の減量騎手が騎乗する大井在厩馬が、C1級からC3級の特別・普通（特選含む）競走に出走した場合、5,000円を支給する。

キ. 夜間調教管理奨励金（後半4競走）

小林在厩馬1出走につき 6,000円

その他1出走につき 4,000円

ク. 厳冬期夜間開催に係る特別調教奨励金（発走予定時刻が17時30分以降の競走）

1出走につき 1,000円

ケ. 特別奨励金

大井所属の調教師に対し、1出走につき2,000円を支給する。

コ. 交流競走特別調教奨励金

JRA交流競走に管理馬が出走した南関東所属調教師に対して10,000円を支給する。

サ. レコード賞

(1) のスの馬主に準じて30,000円支給する。

(3) 調教師補佐

調教師補佐（調教師補佐賞典支給願を提出した者。なお、大井競馬場所所属の新規調教師で貸与馬房と預託馬を持たず、調教補佐業務を行なっている者を含む。）が調教補佐し管理している馬が出走した場合は、次のとおり支給する。ただし、賞典停止以上の処分を受けた場合は、対象となる当該競走から停止を受けた期間は管理馬のすべてについて支給しない。

ア. 調教師補佐奨励金

下表のとおり支給する。

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の25の(11)により支給しない。

競走の種類		区分	1 出走
1	2 の競走を除く競走		円 13,000
2	東京スプリント競走 羽田盃競走 東京ダービー競走 帝王賞競走 ジャパングラートクラシック競走 東京盃競走 レディスプレリユード競走 東京大賞典競走 雲取賞競走 京浜盃競走		30,000

イ. 長距離手当

1,700m 以上（2 歳競走は 1,600m 以上）の特別・普通（特選含む）競走に出走した大井在厩馬に対し、10,000 円を支給する。

ウ. 長距離入着付加手当

イ. の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、下表の着順に応じた額の手当を支給する。

(単位：円)

着 順	1 着	2 着	3 着	4 着	5 着
金 額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

なお、2 歳競走及び 3 歳競走（第 1 回～第 4 回、第 15 回～第 19 回大井競馬）におけるイ. の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、上記の表に加えて下表の着順に応じた額の手当を追加支給する。

(単位：円)

着 順	1 着	2 着	3 着	4 着	5 着
金 額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

エ. 左回り競走特別手当

左回りで行われた競走に出走した大井在厩馬に対し、5,000 円を支給する。

オ. 若手騎手育成手当

大井所属の減量騎手が騎乗する大井在厩馬が、C 1 級から C 3 級の特別・普通（特選含む）競走に出走した場合、5,000 円を支給する。

カ. 夜間調教管理奨励金（後半 4 競走）

小林在厩馬 1 出走につき 6,000 円

その他 1 出走につき 4,000 円

キ. 厳冬期夜間開催に係る特別調教奨励金（発走予定時刻が 17 時 30 分以降の競走）

1 出走につき 1,000 円

ク. 特別奨励金

大井所属の調教師補佐に対し、1 出走につき 2,000 円を支給する。

ケ. 交流競走特別調教奨励金

J R A 交流競走に管理馬が出走した調教師補佐に対して 10,000 円を支給する。

コ. レコード賞

(1) のスの馬主に準じて 30,000 円支給する。

(4) 騎手

競走に騎乗した場合は、次のとおり支給する。ただし、騎乗停止処分を受けた当該競走は支給しない。

ア. 騎乗奨励金

下表のとおり支給する。

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の 2 5 の (1 1) により支給しない。

競走の種類		区 分					
		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	6 着以下及び競走中止
1	2～6 の競走を除く競走	円 18,000	円 16,000	円 15,000	円 14,000	円 13,500	円 13,000
2	3～5 を除く重賞競走	21,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,000
3	東京大賞典競走	120,000	110,000	100,000	80,000	70,000	60,000
4	羽田盃競走 東京ダービー競走 帝王賞競走 ジャパンダートクラシック競走	110,000	100,000	90,000	70,000	60,000	50,000
5	東京スプリント競走 東京盃競走 レディスプレリュード競走 雲取賞競走 京浜盃競走	100,000	90,000	80,000	60,000	50,000	40,000
6	ゴールデンステッキ賞競走	300,000	105,000	60,000	45,000	30,000	20,000

イ. 付加奨励金

特別・普通（特選含む）競走に出走した大井在厩馬に対しては、下表のとおり付加奨励金を支給する。

(単位：円)

		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着
C1	特別	40,000	16,000	10,000	6,000	4,000
	普通	40,000	16,000	10,000	6,000	4,000
C2	特別	30,000	12,000	7,500	4,500	3,000
	普通	25,000	10,000	6,250	3,750	2,500
C3	普通	5,000	2,000	1,250	750	500
3 歳	中央交流	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000
	特別(ア)	25,000	10,000	6,250	3,750	2,500

※

特別(イ)	35,000	14,000	8,750	5,250	3,500	※
特別(ウ)	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	※
一般(ア)	35,000	14,000	8,750	5,250	3,500	※
一般(イ)	15,000	6,000	3,750	2,250	1,500	※
一般(ウ)	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	※

※3歳特別(ア)は1着賞金が300万円以上の競走。特別(イ)は1着賞金が240万円以上260万円以下の競走。特別(ウ)は1着賞金が220万円以下の競走。3歳一般(ア)は1着賞金が160万円以上180万円以下の競走。一般(イ)は1着賞金が150万円の競走。一般(ウ)は1着賞金が140万円の競走。

ウ. 長距離手当

1,700m以上(2歳競走は1,600m以上)の特別・普通(特選含む)競走に出走した大井在厩馬に対し、10,000円を支給する。

エ. 長距離入着付加手当

ウ.の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、下表の着順に応じた額の手当を支給する。

(単位：円)

着順	1着	2着	3着	4着	5着
金額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

なお、2歳競走及び3歳競走(第1回～第4回、第15回～第19回大井競馬)におけるウ.の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、上記の表に加えて下表の着順に応じた額の手当を追加支給する。

(単位：円)

着順	1着	2着	3着	4着	5着
金額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

オ. 左回り競走特別手当

左回りで行われた競走に出走した大井在厩馬に対し、5,000円を支給する。

カ. 夜間騎乗奨励金(後半4競走)

1出走につき 4,000円

キ. 厳冬期夜間開催に係る特別騎乗奨励金

(17時30分から19時00分に発走予定の競走) 1出走につき 7,000円

(上記の競走以降に発走予定の競走) 1出走につき 12,000円

ク. 特別奨励金

大井所属の騎手に対し、1出走につき2,000円を支給する。

ケ. 交流競走特別騎乗奨励金

JRA交流競走に騎乗した南関東所属騎手に対して10,000円を支給する。

コ. レコード賞

(1)のスの馬主に準じて30,000円支給する。

(5) きゅう務員

飼養管理補助馬が出走した場合は、次のとおり支給する。ただし、賞典停止以上の処

分を受けた場合は、対象となる当該競走から停止を受けた期間は管理馬のすべてについて支給しない。

ア. きゅう務奨励金

下表のとおり支給する。

なお、発馬機内膠着等により発馬機から出ず競走中止扱いとなった場合は、大井競馬番組の25の(11)により支給しない。

競走の種類		区 分					
		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	6 着以下及び競走中止
1	2の競走を除く競走	円 18,000	円 16,000	円 15,000	円 14,000	円 13,500	円 13,000
2	東京スプリント競走 羽田盃競走 東京ダービー競走 帝王賞競走 東京盃競走 ジャパングートクラシック競走 レディスプレリュード競走 東京大賞典競走 雲取賞競走 京浜盃競走	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000

イ. 付加奨励金

特別・普通(特選含む)競走に出走した大井在厩馬に対しては、下表のとおり付加奨励金を支給する。

(単位：円)

		1 着	2 着	3 着	4 着	5 着	
C1	特別	40,000	16,000	10,000	6,000	4,000	
	普通	40,000	16,000	10,000	6,000	4,000	
C2	特別	30,000	12,000	7,500	4,500	3,000	
	普通	25,000	10,000	6,250	3,750	2,500	
C3	普通	5,000	2,000	1,250	750	500	
	3歳 中央交流	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	
	特別(ア)	25,000	10,000	6,250	3,750	2,500	※
	特別(イ)	35,000	14,000	8,750	5,250	3,500	※
	特別(ウ)	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	※
	一般(ア)	35,000	14,000	8,750	5,250	3,500	※
	一般(イ)	15,000	6,000	3,750	2,250	1,500	※
	一般(ウ)	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	※

※3歳特別(ア)は1着賞金が300万円以上の競走。特別(イ)は1着賞金が240万円以上260万円以下の競走。特別(ウ)は1着賞金が220万円以下の競走。3歳一般(ア)は

1着賞金が160万円以上180万円以下の競走。一般(イ)は1着賞金が150万円の競走。一般(ウ)は1着賞金が140万円の競走。

ウ. 長距離手当

1,700m以上(2歳競走は1,600m以上)の特別・普通(特選含む)競走に出走した大井在厩馬に対し、10,000円を支給する。

エ. 長距離入着付加手当

ウ.の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、下表の着順に応じた額の手当を支給する。

(単位:円)

着順	1着	2着	3着	4着	5着
金額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

なお、2歳競走及び3歳競走(第1回～第4回、第15回～第19回大井競馬)におけるウ.の対象となる競走に出走した大井在厩馬に対し、上記の表に加えて下表の着順に応じた額の手当を追加支給する。

(単位:円)

着順	1着	2着	3着	4着	5着
金額	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000

オ. 左回り競走特別手当

左回りで行われた競走に出走した大井在厩馬に対し、5,000円を支給する。

カ. 若手騎手育成手当

大井所属の減量騎手が騎乗する大井在厩馬が、C1級からC3級の特別・普通(特選含む)競走に出走した場合、5,000円を支給する。

キ. 夜間きゅう務奨励金(後半4競走)

小林在厩馬1出走につき 6,000円

その他1出走につき 4,000円

ク. 厳冬期夜間開催に係る特別きゅう務奨励金(発走予定時刻が17時30分以降の競走)

1出走につき 5,000円

ケ. 特別奨励金

大井所属のきゅう務員に対し、1出走につき2,000円を支給する。

コ. 交流競走特別きゅう務奨励金

JRA交流競走に飼育管理補助馬が出走した南関東所属きゅう務員に対して、10,000円を支給する。

サ. レコード賞

(1)のスの馬主に準じて30,000円支給する。

(6) 賞品

特に大井競馬競走番組に定める競走(㊦印)については、予算の範囲内において、1着馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対し賞品を交付する。

ただし、処分にとまなう賞典停止を受けた場合は、処分を受けた当該競走を含め交付しない。また、騎手については、騎乗停止処分を受けた当該競走には交付しない。

(7) 輸送費

ア. 下表の競馬場等から競走のため大井競馬場へ馬を輸送した場合は、下表の額を馬主に対し支給する。

小林在厩馬	71,645 円
船橋在厩馬	56,035 円
浦和在厩馬	56,200 円
川崎在厩馬	36,025 円

※ 上記金額には有料道路料金を含むものとする。

※ ナイター開催時：後半 4 競走で 3,143 円／頭（小林・船橋・浦和）又は 2,095 円／頭（川崎）を加算して支給する。

※ 上記金額のほか燃料サーチャージ料金（基準額を 100 円とする上昇額）を支給する。

イ. 小林分厩舎から大井競馬場へ次に掲げる馬を輸送した場合は、その相当額を馬主に対し支給する。

- ① 能力、調教試験を受けるため輸送した馬
- ② 初回のゲート練習及び調教のため輸送した馬
- ③ 再度ゲート練習及び調教を行うよう番組編成委員が許可又は指示して輸送した馬

ウ. 川崎、船橋及び浦和所属馬が当該競馬に出走の必要条件として番組編成委員又は裁決委員に特に指定され、調教試験のため馬を輸送し、かつ当該競馬に出走した場合は、その相当額を馬主に対し支給する。

(8) 生産牧場賞

重賞競走及び準重賞競走の 1 着馬の生産牧場で、次に掲げる条件を備え、かつ、開催執務委員長が適当と認めたものに対し、競馬競走番組に定めた額を、日本軽種馬協会を経由して（非会員は直接）支給する。

ア. 当該馬が生まれたとき、その母馬を飼養していたこと。

イ. 現に軽種馬の生産に従事していること。

ウ. 官公庁又は外国人（日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人は除く）でないこと。

(9) 大井出身馬奨励金

ア. 大井出身馬重賞・準重賞優勝奨励金

大井競馬所属で、大井競馬場において初めて競走に出走し、他の競馬場に移籍したことがない 2 歳及び 3 歳馬が、別表に示す競走に優勝した場合には、別表に定める奨励金を、当該馬の馬主、調教師、騎手、きゅう務員に対し支給する。

(単位：千円)

競走名	種類	条件	奨励金額			
			馬主	調教師	騎手	きゅう務員
羽田盃	Jpn I	3歳	8,000	1,000	500	500
東京プリンセス賞	S I	3歳牝	2,400	300	150	150
東京ダービー	Jpn I	3歳	8,000	1,000	500	500
優駿スプリント	S II	3歳	2,400	300	150	150
黒潮盃	S III	3歳	1,600	200	100	100
ゴールドジュニア	S III	2歳	1,600	200	100	100
ハイセイコー記念	S I	2歳	2,400	300	150	150
ジャパンダートクラシック	Jpn I	3歳	8,000	1,000	500	500
ジュエストーン賞	S III	2歳	1,600	200	100	100
セラフィナイト賞	準重賞	2歳	800	100	50	50
東京2歳優駿牝馬	S I	2歳牝	2,400	300	150	150
桃花賞	準重賞	3歳牝	800	100	50	50
雲取賞	Jpn III	3歳	3,200	400	200	200
スターバーストカップ	準重賞	3歳	800	100	50	50
京浜盃	Jpn II	3歳	4,800	600	300	300

(10) 頭数制限又は競走を取り止めした場合の支給

16の(7)による頭数制限、又は16の(9)による競走取り止めに該当した場合、次のとおり支給する。

ただし、16の(9)以外で競走取り止めした場合の支給額は、別に定める。

区分 受給者	頭数制限		競走取り止め	
	大井在厩馬	川崎・船橋・浦和在厩馬	大井在厩馬	川崎・船橋・浦和在厩馬
馬主	60,000円	支給しない	90,000円	10,000円
調教師	6,000円		6,600円	2,000円
調教師補佐	6,000円		6,600円	2,000円
騎手	6,000円※		6,600円	2,000円
きゅう務員	6,000円		6,600円	2,000円

※ 出走投票の結果、頭数制限を受けた馬に騎乗する予定の騎手が当該競走において他の馬に騎乗する場合は、支給しない。

(11) 競走除外(発馬機内膠着等による競走中止を含む)の場合の支給

馬場管理委員、裁決委員及び発走委員が認めた競走除外となった場合、除外手当は支給しない。

ただし、当該馬に起因しない事故等により、開催執務委員長が認めた場合は、25.(1)イ. 出走奨励金を支給する。

(12) 競走不成立の場合の支給

着順確定前に災害・投石等の妨害行為その他の事由により競走もしくは、競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われた場合等で競走不成立となった場合は、別に定める額を支給する。

26. 同着の場合の賞金、奨励金等

同着となった場合は、次により支給する。

- ア. 馬主賞金は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金の総額を同着頭数に等分して支給する。また、着外手当は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの着外手当の総額を同着頭数に等分して支給する。
- イ. 調教師、騎手及びきゅう務員の奨励金は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの奨励金の総額を、同着頭数に等分して支給する。
- ウ. 賞状及び賞品は、別に処理する。
- エ. レコード賞又は生産牧場賞は、競馬競走番組で定めたものを、等分して支給する。

27. 賞金、奨励金等の受領

次により取扱うこととする。

- ア. 賞金、奨励金等は、原則として銀行振込とする。
- イ. 馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は、開催中に賞金、奨励金支給明細書を受け取ること。ただし、きゅう務員については、開催終了後に受け取ることができる。

28. 勝馬確定後の失格及び着順変更に伴う賞金等の取扱い

(1) 勝馬確定後の失格

勝馬確定後に失格となった場合は、当該馬に係る馬主、調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員及び生産牧場は、すべての賞金、賞状、賞品、奨励金、手当その他これに類する金品（以下「賞金等」という。）を受け取ることができない。

ただし、既に賞金等が交付されているときは、指定する期日までに返還しなければならない。

(2) 勝馬確定後の着順変更

勝馬確定後に着順変更となった場合は、変更後の着順に基づく賞金等を支給する。ただし、既に変更前の賞金等を受領している場合は、変更後の着順に基づく賞金等との差額を交付する。

29. 賞金、奨励金等に対する納税

(1) 馬主に対して支給する賞金及び出走奨励金の納税

1頭当たりの支払賞金及び出走奨励金の合計が75万円を超える場合は、下記の算式により主催者が源泉徴収して納税する。

$$\{(\text{賞金} + \text{出走奨励金}) - [(\text{賞金} + \text{出走奨励金}) \times 20/100 + 60 \text{万円}]\} \times 1021/10000$$

ただし、馬主が本邦外居住者の場合は、原則として源泉徴収しない。

(2) 騎手に対して支給する奨励金等の納税

騎手に対して支給する奨励金、特別奨励金及びレコード賞等については、その10.21%の額（ただし、同一人に対して1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%の額）を主催者が源泉徴収して納税する。

ただし、騎手が本邦外居住者の場合は、騎手に対して支給する奨励金、特別奨励金及びレコード賞等について、その20.42%の額を主催者が源泉徴収して納税する。

(3) 消費税の納税

騎手が本邦外居住者の場合には、騎手に対して支給する奨励金、特別奨励金及びレコード賞等について、消費税の課税方式として「リバースチャージ方式」を適用する。

30. その他

交流競走等及びこの競馬番組に定めのない事項については、別途定める。

(令和6年3月31日現在)

大井競馬場レコード表

サラブレッド系平地競走

年月日	距離	タイム	馬名	性別	年齢	重量	騎手	馬主
		m 分 秒				kg		
R5. 6.29	1,000	57.7	ノアヴィグラス	牝	5	51	藤本 現暉	佐山 公男
R5.10. 4	1,200	1:10.0	〔J〕ドンフランキー	牡	4	56	〔J〕池添 謙一	早野 誠
52. 8.30	1,400	1:23.8	アガリスビード	牡	4	53	赤間 清松	ワイエム観光(株)
55. 6.14	内1,500	1:31.5	キクマツオー	牝	5	53	佐々木竹見	峯岸 環子
H18. 4.12	内1,600	1:37.2	アジュディミツオー	牡	5	57	内田 博幸	織戸 眞男
52. 7.12	1,700	1:43.2	ムツヒカリ	牡	6	52	赤嶺 本浩	(有)陸 商事
H23.11. 3	1,800	1:49.6	〔J〕ミラクルレジェンド	牝	4	55	〔J〕岩田 康誠	吉田 照哉
H22.12.29	2,000	2:00.4	〔J〕スマートファルコン	牡	5	57	〔J〕武 豊	大川 徹
52.11. 4	2,400	2:29.7	グッドボーイ	牡	4	57	高橋 三郎	松居 豊子
52. 5.27	2,600	2:42.8	アグネスチカラ	牡	6	54	高柳 恒男	吉田 権三郎
R5. 9.22	左1,650	1:42.3	ロンコーネ	牡	5	57	笹川 翼	ライオンレースホース(株)

【参考】

34. 8.25	800	48.4	オンスロート	牡	3	54	赤間 清松	三輪野 憲治
61. 9.19	内1,200	1:13.1	ハナキオー	牡	4	53	堀 千亜樹	笠井 忠一
61. 8.16	内1,800	1:54.5	アサヒタイヨー	牡	5	52	桑島 孝春	市川 弘
56. 6. 4	2,500	2:35.7	タイムリーヒット	牡	5	51	高橋 三郎	川崎不動産(株)
56. 4.28	2,800	2:57.1	アズマキング	牡	5	57	岡部 盛雄	(有)上山ビル
51.12.20	3,000	3:08.6	フインポート	牡	4	54	竹島 春三	佐野 行男

※ 年齢については、出走時点の表記です。

南関東地区許可蹄鉄一覧表

令和4年1月1日

1. 中央競馬で使用許可されている蹄鉄

No.	会社名	製品名	蹄鉄の形状等
1	タイワ	RS	スタンダードタイプ
2	タイワ	NRS	RSタイプ鋼片無
3	タイワ	RSC	RSタイプラバー付
4	タイワ	NRSC	RSタイプラバー付鋼片無
5	タイワ	RSK	RS厚尾タイプ（鉄尾が3mm厚い）
6	タイワ	NRSK	RSKタイプ厚尾鋼片無
7	タイワ	TRS	RSトゥッシューズタイプ（接地面より鋼片が2mm高い）
8	タイワ	ORS	アウトターリムタイプ（蹄鉄下面外縁が内縁より3mm高い）
9	タイワ	TORS	ORSタイプで接地面より鋼片が2mm高い
10	タイワ	RSZ・ZRS	全周に溝が有り、外側全周に鋼片があるタイプ
11	タイワ	ARS	外側全周に溝があるタイプ
12	タイワ	RSV・VRS	全周に溝があり、幅が狭いタイプ
13	タイワ	TRSV	RSVトゥッシューズタイプ（接地面より鋼片が2mm高い）
14	タイワ	RSVC	RSVタイプラバー付
15	タイワ	RSW	RSより幅が広いタイプ
16	タイワ	NRSW	RSWタイプ鋼片無
17	タイワ	RSWC	RSWタイプラバー付
18	タイワ	NRSWC	RSWタイプラバー付鋼片無
19	タイワ	EU	スタンダードタイプ
20	タイワ	EUC	EUタイプラバー付
21	タイワ	NEU	EUタイプ鋼片無（旧フランスタイプ）
22	タイワ	TEU	EUトゥッシューズタイプ（接地面より鋼片が2mm高い）
23	タイワ	RSM	RSタイプの溝をV字型カットしたタイプ
24	タイワ	RSO	鉄頭部外縁の傾斜を取り除いたタイプ
25	タイワ	RSE	トラディショナルタイプ
26	タイワ	3RSZ	RSZタイプ側鉄唇付
27	尾形	SO	スタンダードタイプ
28	尾形	HSO	スタンダードタイプ（ホップスター）
29	尾形	NSO	SOタイプ鋼片無
30	尾形	KO	HSO厚尾タイプ（鉄尾が4mm厚い）
31	尾形	TSO	SOトゥッシューズタイプ（接地面より鋼片が2mm高い）
32	尾形	ZO	全周に溝、外側全周に鋼片があるタイプ
33	尾形	3ZO	ZOタイプ側鉄唇付
34	尾形	NZO	ZOタイプ鋼片無
35	尾形	IZO	全周に溝、内側全周に鋼片があるタイプ
36	尾形	HO	外側全周に鋼管（鋼管内部は空洞）を挿入タイプ（ホール）
37	尾形	WSO	スタンダードタイプ
38	尾形製作所	PWO	スタンダードタイプ
39	尾形製作所	PZO	スタンダードタイプ
40	尾形製作所	PZ3	PZOタイプ側鉄唇付
41	尾形製作所	PSO	PWOの溝を外側に出したタイプ
42	尾形製作所	PWC	PWOタイプラバー付

43	高月	T A S	スタンダードタイプ
44	高月	T A A	T A Sタイプ鋼片無
45	柏陽	H K	スタンダードタイプ（外側全周に鋼片がある）
46	柏陽	3 H K	H Kタイプ側鉄唇付
47	柏陽	H R C	スタンダードタイプ（鉄頭部だけに鋼片がある）
48	柏陽	厚尾	後肢用厚尾タイプ
49		R N	競走ニューム（競走専用タイプ）
50	日本競走蹄鉄	S T O	兼用蹄鉄（O製 スリム トゥーシューズ）
51	日本競走蹄鉄	S T 3	S T Oタイプ側唇付
52	エフ・エム・オー	F Z O	全周に鋼片を埋め込むタイプ
53	エフ・エム・オー	3 F Z O	F Z Oタイプ側鉄唇付
54	今井製作所	KINGS PLATE	スタンダードタイプ
55	今井製作所	KINGS PLATE エクストラサウンド	キングスプレートのワイドタイプ
56	今井製作所	KINGS PLATE ディグリー	エクストラサウンドの厚尾タイプ
57	今井製作所	KINGS PLATE スーパースOUND	エクストラサウンドよりさらにワイドタイプ
58	今井製作所	FastBreakESUNCL (ファストブレイクESアンクリップ)	スタンダードタイプ
59	ファイ健ホース	F F B	F製ファスト兼用蹄鉄

2. 中央競馬で使用許可されていない蹄鉄で、南関東地区で使用が許可されている蹄鉄

No.	会社名	製品名	蹄鉄の形状等
60		平ニューム	競走ニュームの溝をなくし、幅を広くしたタイプ
61	尾形	ニューム蹄鉄	俗称：大井鉄、平ニュームの幅を狭くしたもの
62	尾形	D H S	外側全周に鋼片が有り、蹄鉄内部を空洞にしたタイプ
63	尾形	K K O	S Oの内部を空洞にし、軽量化したタイプ
64	田代	ハイベスト	蹄鉄上部にクッションを装着したもの
65	田代	スチールヘッド	鉄頭部に垂直に鋼片を埋め込んだタイプ
66	田代	スチールヘッド エッジ	スチールヘッド全溝タイプ
67	田代	スチールライン	スチールヘッド全鋼片タイプ
68	田代	スチールライン エッジ	スチールライン全溝タイプ
69	タイワ	C S	蹄鉄上部にクッションを装着したもの
70	タイワ	R S D	R S全溝タイプ（蹄鉄の幅を狭くしたもの）
71	タイワ	S R S	R S Wの幅をさらに広くしたもの
72	タイワ	S R S K	S R S厚尾タイプ（鉄尾部の厚さ 13 mm・後肢用）
73	タイワ	S R N	蹄鉄の幅と厚みを広げ、耐磨耗性を高めたタイプ
74	タイワ	R S Z C	R S Zタイプラバー付
75	タイワ	S R S - Z	全周に鋼片を埋め込むタイプ
76	尾形製作所	P C O	P W Oタイプラバー付
77	尾形製作所	P H O	ファイルド加工蹄鉄の鉄頭部に鋼片を埋め込んだタイプ
78	尾形製作所	P Z	ファイルド加工蹄鉄の全周に鋼片を埋め込んだタイプ
79	柏陽	H Z	H K全鋼片タイプ
80	柏陽	3 H Z	H Zタイプ側鉄唇付

3. 中央競馬で使用許可されている外国製蹄鉄

使用に際しては、馬体検査時までには使用を申請し、馬場管理委員が使用を許可した場合に限り、競走で使用することができる。

南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の取扱い基準

1. 禁止蹄鉄

- (1) 禁止蹄鉄は次のとおりとする。(地方競馬実施規則第36条の規定による。)
 - ① 鉄さい(先端が四角でブロック状のものを含み、スパイク状の突起をいう。)を付したもの
 - ② 鋭縁を有するもの
 - ③ ゆう状突起、堤状突起又は欠刻を有するもの
 - ④ 尖釘を付したもの
 - ⑤ 釘頭をことさら突出させたもの(釘頭の突出は2mmまで)
- (2) 既に蹄鉄としての承認を受けた蹄鉄であっても、加工等を施しその結果、競走の用に適さないと馬場管理委員が判断した蹄鉄は使用を禁止する。

2. 申告、申請の必要なく、競走に使用できる蹄鉄

別表「南関東地区許可蹄鉄一覧表」に掲げられた蹄鉄

3. 馬体検査までに申告が必要な蹄鉄

- (1) 鉄製尋常蹄鉄(俗称:調教鉄)
- (2) 肢蹄保護のために使用する特殊な蹄鉄

4. 馬体検査までに申請し、馬場管理委員の使用許可が必要な蹄鉄及び装着方法等

- (1) JRAで使用が許可されている外国製兼用蹄鉄
- (2) JRA又は全国何れかの地方競馬場で使用が許可されている国産の蹄鉄
- (3) 接着剤を用いて蹄鉄を装着する場合
- (4) 蹄底に保護剤を使用する場合

付 則

この基準は、平成11年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

南関東地区で使用可能な補助具の取扱い基準

平成 10 年 11 月 9 日 制 定
平成 13 年 3 月 11 日 表記一部修正
平成 16 年 9 月 30 日 一 部 改 正
平成 25 年 4 月 1 日 全 部 改 正

1. 使用を禁止する補助具

- (1) 馬の視界を 1/2 を越えて遮るプリンカー
- (2) ネーザルストリップ
- (3) コーネルカラー
- (4) アイシールド・透明半頭面

※ ただし片側のみであれば使用可（失明馬での使用は失明眼側のみ）。

2. 使用を制限する補助具

- (1) 馬体検査までに申請を要するもの
プリンカー（遮眼革）※ 馬の視界が 1/2 以上確保できるもの
- (2) 発走地点までに限り使用を認めるもの
 - ① 頭絡の外側に着けた覆面（通称二重メンコ、上メンコ）
 - ② 鼻縛り
 - ③ 上顎ゴムバンド
 - ④ リップネット（騎乗の安全）（競走能力影響）
 - ⑤ 折り返し手綱（通称引き返し）
 - ⑥ リップチューン（チェンシャンク）
 - ⑦ チフニイビット（通称ハートはみ）

3. その他

この基準に記載の有無にかかわらず、鞍ずれ防止帯（胸がい）、はみ吊り、シャドウロール、チークピース（シーブスキンチークピース）以外の、特殊な馬具や補助具の使用を希望するときは、馬体検査までに開催執務委員に申請するものとする。

付 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 5 月 11 日	確 認
平成 24 年 3 月 6 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 26 年 11 月 1 日	一部改正
平成 28 年 2 月 23 日	一部改正
平成 28 年 5 月 24 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 6 月 26 日	一部改正

南関東地区における認定きゅう舎制度に関する申合せ事項について

平成 18 年 3 月 28 日から南関東地区で開始される認定きゅう舎制度を円滑に実施するため、南関東地区 4 場主催者の合意事項として、下記のとおり申し合せを行う。

記

1. 認定きゅう舎制度を実施する目的について

南関東地区における認定きゅう舎制度の導入は、設備の整った民間の施設を活用することにより、調教師に調教管理の選択肢を拡大させ、よりレベルの高いレースをファンに提供することを目的とする。

2. 認定を行う牧場等の施設について

(1) 認定を行う牧場等の施設に関して、施設を所有する者が公的機関で、施設を所有する者と施設を運営する者が異なる場合で、施設を所有する者から、施設を運営する者に対し、施設を所有する者としての権限を行使することを証明する書類が提出された場合は、施設を運営する者を施設を所有する者と見做すことができる。

(2) 認定を行う牧場は、競走馬の調教を行うために十分な距離（目安としては直線走路で 500 メートル以上、周回走路で 1,000 メートル以上）がある馬場、付帯する施設、勤務する人物、警備環境、防疫対策等、南関東地区におけるきゅう舎認定要綱に記載された全ての条件を網羅し、将来に渡り、これらの諸条件を継続的に維持する見込みがあると認められるものでなければならない。

なお、令和 2 年度以降新たに認定を行う施設は、強い馬づくりに資する調教施設として、次のいずれかの要件を満たすこと。また、既に認定を受けている施設であってこの要件を満たしていない施設については、主催者が定める時期までに同様の事項を満たすよう施設を改善すること。

① 坂路・ポリトラックコース・ウッドチップコースの何れかを有すること

② 主催者が強い馬づくりに資する施設であると認めた場合

(3) 競馬の公正を確保する観点から、認定を行う牧場等の施設において勤務する者の中に、下記項目に該当する者が含まれる場合、当該施設の認定は行わない。

・競馬関与禁止又は停止の処分を受けている者、及び競馬法違反者

- ・麻薬、覚醒剤等の薬物による法違反者
- ・不法行為を行う団体又は者（暴力団、暴走族等）に関与する者及び親交がある者
- ・刑法により執行猶予中の者、及び保護観察中の者

なお、認定を行った後に、当該施設に上記項目に該当する者が含まれることが判明した場合は、上記項目に該当する者の排除を求め、求めに応じない場合は、当該認定を取り消すこととする。

- (4) 申請があった施設で勤務する従業員等に関して、競馬の公正確保に対する影響の有無についての調査は、関地協が一括して、地全協に対し依頼することとする。このことを円滑に実施するため、認定きゅう舎の申請書類の提出を受けた主催者は、極力早期の段階で、関地協に申請書類の写しを送付することとする。
- (5) 南関東地区における認定馬房数は、当面、1調教師あたり1施設かつ6馬房以内とする。
- (6) 南関東地区各場間で、同一施設に対する認定の可否判断が異なることは好ましくないため、南関東地区の他の主催者が認定した施設から申請が行われた場合、該当する同一施設内の別棟のきゅう舎が防疫対策上好ましくない等の明確な理由がない限り、原則的に、新たな申請を受けた主催者は認定を行うものとする。ただし、申請を受けた主催者側で、当該競馬場における在きゅう頭数等の理由から、認定きゅう舎の増加を認めない場合は、この限りでない。
- (7) 調教師から認定きゅう舎の申請が行われた主催者が、牧場施設等の実態調査を行う際に、認定の可否等の判断基準の参考とするため、南関東地区の他の主催者から同行することを依頼された場合、申請が行われた主催者は、他の主催者が同行することを認め、協力するものとする。
- (8) 認定きゅう舎の施設等に関して、主催者が問題点を認めた場合、主催者は、施設の改善等の指導を行うことができる。なお、この場合、主催者は、改善が行われるまでの間、当該施設からの出走を認めないことができる。
- (9) 認定を受けた調教師は、馬房と預託馬を適正に管理するため、以下施策を行うこと。
 - ① 預託馬が指定された馬房に入厩していることを24時間外部から確認できるよう、インターネットに接続された録画可能なカメラシステムを設置し、また、録画データを一定期間保存し必要に応じてデータの確認が行える環境を整備すること。
 - ② 飼養管理等を明確化するために、日報とチェックシートを作成して調教・治療・飼養管理等の記録を残し、一定期間保存する。また、主催者の求めに応じて提出すること。

3. 認定きゅう舎の認定を取り消す場合の要件について

主催者が認定を行った認定きゅう舎が、下記の一つに該当した場合は、当該認定を取り消すこととする。

- ・調教師から、認定きゅう舎の取消し申請があったとき。
- ・認定を受けていた調教師が、調教師免許を失ったとき。
- ・認定を受けていた施設が、認定の要件を満たさなくなったとき。
- ・認定きゅう舎の申請等に際し、虚偽の申告等があったことが判明したとき。
- ・調教師が、認定きゅう舎に関して、主催者からの調査を拒み、妨げ、または主催者か

らの指示に従わなかったとき。

- ・調教師が、競馬の公正確保上必要な報告を行わなかったとき、または虚偽の報告を行ったとき。
- ・調教師が、認定きゅう舎の管理において、調教師の責務、公正確保対策、防疫・衛生対策を遵守しなかったとき。
- ・主催者が、認定きゅう舎が競馬の公正を害するおそれがあると認めたとき。
- ・2. (2)に定める施設に関する要件を主催者が定める時期までに満たさなかったとき。
- ・4. (5)なお書きに反して認定きゅう務員以外の者が業務代行及び認定きゅう舎内の作業を行ったとき。

4. 指定きゅう務員の取扱いについて

(1) 関地協のきゅう務員設置認定について

認定きゅう舎で勤務するきゅう務員は、関地協が行うきゅう務員設置認定を受けなければならない。このため、競馬場又はトレーニングセンターで、主催者及び関地協が実施しているきゅう務員設置認定面接日に、新規申請、更新申請等の所定の手続きを行い、面接を受けなければならない。また、関地協きゅう務員設置認定要綱に基づいたきゅう舎移動、住所・氏名・本籍等の変更、移動の届出、取消申請等の諸手続きを行わなければならない。

また、同一調教師の所属きゅう務員として、認定きゅう舎と競馬場施設内のきゅう舎間のきゅう舎移動を行う場合は、「認定きゅう舎認定要件変更届出」(別紙様式)により、手続きを行うものとする。

また、認定きゅう舎から他の認定施設への移動は「きゅう務員移動届出書」により手続きする。

(2) きゅう務員の指定について

調教師は、「認定きゅう舎認定申請書」(別紙様式)により、主催者に認定きゅう舎で勤務するきゅう務員を指定しなければならない。また、認定きゅう舎に勤務するきゅう務員に変更がある都度、「認定きゅう舎認定要件変更届出」(別紙様式)により、主催者に届け出なければならない。

なお、認定きゅう舎を申請した時点で指定したきゅう務員が関地協のきゅう務員設置認定を受けていない場合は、認定きゅう舎が認定されるまでの間に、きゅう務員設置認定申請を行わなければならない。

調教師から申請・届出を受けた主催者は、関地協にその旨を通知する。届出を受けた関地協は、一般きゅう務員・認定きゅう舎きゅう務員の区別を記載したきゅう舎別きゅう務員名簿を作成し、主催者に配付する。

(3) 指定きゅう務員に対する主催者の取扱いについて

南関東地区各主催者は、所属場の一般きゅう務員に関しては、制服、夏期・年末一時金等に対する助成を行っているが、認定きゅう舎に勤務する指定きゅう務員については、これらの助成は行わないこととする。よって、指定きゅう務員が、競馬場で馬を引付ける際に使用する制服等は、管理調教師が調達するものとする。

(4) 指定きゅう務員の研修会等への参加について

主催者が、きゅう務員を対象とした研修会等を実施する場合、指定きゅう務員に関し

ても、研修会等へ参加しなければならない。

(5) 認定きゅう務員以外の補助管理

認定きゅう舎が設置されている施設内の他の所属の認定きゅう務員の補助管理を調教師が届け出た場合、競馬場への引付を除く補助管理を認める。なお、認定きゅう務員以外の業務代行及び認定きゅう舎内の作業は認めない。

5. 指定（承認）獣医師の取扱いについて

認定きゅう舎で診療業務を行うことができる獣医師は、主催者から、指定（承認）を受けた獣医師でなければならない。よって、主催者は、獣医師が主催者からの指定（承認）を受けていることを確認した後でなければ、認定きゅう舎で診療業務を依頼することが出来ないことについて、調教師に対する周知の徹底を図る。

なお、認定きゅう舎を申請した時点で指定した獣医師が主催者からの承認を受けていない場合は、認定きゅう舎が認定されるまでの間に、主催者からの承認を受けなければならない。

また、認定きゅう舎で診療を行う指定（承認）獣医師に対しては、禁止薬物発生防止に関する指示事項を遵守させることと同時に、競馬の公正確保に関する認識を常に維持させるため、全国公営競馬獣医師協会が行う研修会等への参加を求める。

6. 認定きゅう舎在きゅう馬の装蹄の取扱いについて

認定きゅう舎からの出走馬の装蹄に関しては、調教師の責任のもと、社団法人日本装蹄師会認定規定により装蹄師として認定された者が装蹄を行うこととする。なお、レース出走時に、「南関東地区の競走に使用許可する蹄鉄の基準」で規定された禁止蹄鉄を使用または使用しようとした場合は、調教師を制裁することとする。

7. 認定きゅう舎に在きゅうする馬の取扱いについて

(1) 認定きゅう舎において在きゅう馬の取扱いが行える人物の制限について

認定きゅう舎において在きゅう馬の飼養管理、調教を行える者は、調教師、調教師補佐、騎手、指定きゅう務員のみとする。また、認定きゅう舎在きゅう馬に診療を行うことが可能な者は、指定（承認）獣医師のみとする。

(2) 入りきゅう届、預託契約書の写し等の提出について

調教師は、認定きゅう舎に馬が入りきゅうした場合は速やかに、認定きゅう舎入りきゅう届（別紙様式）の他、当該馬に係る委任状及び預託契約書の写しを主催者に提出しなければならない。

(3) 馬の健康手帳の写しの提出について

認定きゅう舎に馬を入りきゅうさせる場合は、調教師の責任で、当該馬に対する個体及び健康状態の確認、健康手帳による伝染性疾病の検査や予防注射の接種の状況の確認を行うこととしているが、主催者は、調教師から馬の健康手帳の写しの提出を求め、防疫等に関する項目について、再度、確認を行うものとする。

(4) 認定きゅう舎に在きゅうする馬に対する特徴等の確認について

認定きゅう舎に馬を入りきゅうさせる場合は、調教師の責任で、マイクロチップ等により個体の特徴の確認を行うこととする。また、調教師は当該馬がレースに出走する以前

の段階で、主催者に対し、特徴等の個体照合を行ったことを、「認定きゅう舎入りきゅう馬個体特徴確認届出書」により届け出るものとする。

(5) 休養牧場等から認定きゅう舎への馬の入りきゅうについて

休養牧場等から認定きゅう舎へ馬を入りきゅうさせる場合は、出発地の牧場等で責任がある立場の者から、輸送を行う馬に誤認がない旨を記載した書面を、調教師に対して提出することとし、主催者は、必要に応じて、当該書面の提出についての確認を行う。

8. 番組編成の取扱いについて

(1) 番組上の手続きについて

認定きゅう舎在きゅう馬がレースに出走するための手続きは、主催者管理施設の在きゅう馬と同様な手続きが必要となる。

馬登録 - 主催者が指定した日時に、競馬場、トレーニング施設等、主催者が指定した場所において行うものとする。

出走申込 - 調教師が、他の管理馬と同様に行う。

馬検査 - 調教師が馬検査時に出走予定馬を申請し、認定きゅう舎在きゅう馬出走予定表（別紙様式）を提出したことにより、馬検査を受けたものとする。なお、調教師が馬検査の申告を行うことが可能な頭数の上限は、原則として、主催者から貸与を受けた馬房数までとする。但し、当該開催に重賞競走が予定されている場合で、調教師が管理する当該開催の重賞競走出走予定馬（内きゅう・外きゅうを問わず）が以下の条件を満たす場合は、その頭数分を上乗せして、馬検査の申告を行うことができるものとする。

国際競走及び指定交流（重賞）競走	選定馬・補欠馬
一般重賞競走	A級格付け馬
3歳重賞競走	番組賞金 600ポイント以上
2歳重賞競走	番組賞金 250ポイント以上

能力調教試験 - 競馬番組により、能力調教試験の受験申込みを行った馬は、主催者が指定する日時に、指定する競馬場において、能力調教試験を受験しなければならない。

出走投票 - 調教師が、他の管理馬と同様に行う。なお、重賞競走出走予定馬があるため主催者から貸与を受けた馬房数を超えて馬検査の申告を行った場合で、重賞競走出走投票を行い、重賞競走出走できない馬は、他の競走出走することができる。

(2) 出走の制限について

認定きゅう舎からレースに出走する場合は、10日前入厩日までに認定きゅう舎に入厩しなければならない。なお、転厩については10日前入厩日までに完了しなければならない。なお、認定きゅう舎で馬検査を受けた馬が、馬検査を受けた日以降に、調教の方法等の理由で競馬場施設内のきゅう舎に移動した場合は、レースへの出走を認める。但し、競馬場施設内で馬検査を受けた馬が、馬検査を受けた日以降に認定きゅう舎に移動した場合は、当該馬検査に係る開催のレースへの出走は認めないこととする。

また、主催者が定める「認定きゅう舎公正確保ガイドライン」に基づき、認定きゅう舎からの出走申込み又は出走を拒否することがある。

(3) 認定きゅう舎在きゅう馬の出走に際した手続きについて

認定きゅう舎在きゅう馬がレースに出走する場合、調教師は、馬検査日までに、「認

定きゅう舎在きゅう馬出走予定表（別紙様式）」を番組編成委員に提出しなければならない。また、出走投票を行うまでに、「認定きゅう舎出走馬輸送届出書（申出書）」及び「認定きゅう舎出走馬調教日誌」を、主催者が指定する開催執務委員に提出しなければならない。

調教師から「認定きゅう舎出走馬調教日誌」の提出を受けた主催者は、認定きゅう舎からの出走馬の調教時の馬場の状況及び調教タイムとして、専門紙への情報提供に利用するものとする。

(4) 認定きゅう舎在きゅう馬が競馬場で調教を行う場合の取扱いについて

認定きゅう舎在きゅう馬が、追切り、馬場見せ等の理由で、一時的に競馬場で調教を行う場合、調教師は、来場する競馬場の主催者に対し、事前に申し出なければならない。なお、調教ゼッケンの貸与、専門紙への情報提供等に関しては、申し出を受けた主催者が、それぞれの競馬場の方式により対応することとする。

(5) 発走練習指定馬の取り扱いについて

発走練習指定馬の指定を受けた認定きゅう舎在きゅう馬が、出走投票を行うためには、所属主催者の発走委員が指定する日時及び場所において、所属主催者の発走委員による癖矯正の確認を受けなければならない。

9. 認定きゅう舎在きゅう馬の輸送の取扱いについて

(1) 認定きゅう舎から競馬場への馬の当日輸送について

出走投票時に認定きゅう舎に在きゅうする馬は、提出された「認定きゅう舎出走馬輸送届出書（申出書）」に基づき、競走当日、認定きゅう舎から、直接、競馬場へ馬を輸送しなければならない。なお、同時に輸送することが可能な馬は、同一の認定きゅう舎施設からレースに出走する馬及び能力調教試験を受験する馬に限定される。主催者管理施設への入りゅう、追切り、馬場見せ等、レースへの出走及び能力調教試験受験以外の理由で競馬場へ輸送する馬を同時に輸送することはできない。

(2) 輸送費の取扱いについて

レースへの出走、能力調教試験の受験、発走委員による癖矯正の確認、馬の登録等のため、認定きゅう舎から競馬場施設等に馬を輸送する場合、主催者は、原則として、輸送の費用負担や補助を行わないこととする。

(3) 輸送に利用する車両について

認定きゅう舎から競馬場施設等に馬を輸送する際に利用する車両は、競馬場における防疫対策要領に基づいた清掃、消毒等を行い、輸送中、馬が外部との接触が出来ない装備を備えた車両でなければならない。

10. 認定きゅう舎における情報について

(1) 調教師からの各種手続きの励行について

認定きゅう舎における馬の入退きゅう、勤務する者の変更等の全ての情報に関しては、調教師からの各種手続きを受けた段階で、主催者側が、内容を把握することが可能となり、番組編成等の開催業務が成立する。よって、認定きゅう舎の認定を受けた調教師に対しては、認定きゅう舎在きゅう馬が円滑に出走するためには、各種手続きの励行が必須条件であることの認識を持たせることとする。

(2) 主催者間の認定きゅう舎に関する情報の交換と共有について

各主催者は、認定きゅう舎に関する情報の交換と共有を円滑に行うため、調教師からの各種手続き等の情報を得た段階で、関地協に内容を伝えることとする。情報の伝達を受けた関地協は、内容を整理し、各場に伝達することとする。

11. 南関東4競馬場管理施設公正確保ポリシーの準用について

南関東認定きゅう舎は、令和元年9月1日施行した「南関東4競馬場管理施設公正確保ポリシー」に定める事項をすべて準用する。

南関東 4 競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について

南関東地区 4 競馬場において他地区地方競馬所属騎手（地方競馬全国協会の臨時試験に合格して競馬場限定免許を交付された外国人（外国で騎乗する日本国籍の騎手を含む。）を除く。以下同じ。）が交流騎乗する場合の取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 他地区地方競馬所属騎手（以下「他地区所属騎手」という。）が南関東地区重賞競走（以下、「重賞競走」という。）に騎乗する場合の取扱いについて
 - (1) 他地区所属騎手は、重賞競走に騎乗することができる。
 - (2) 重賞競走に騎乗する他地区所属騎手は、重賞競走が行われる開催の指定された期日までに騎乗申込みを行うこと。

なお、騎乗申込みを行う際は、重賞競走における騎乗予定馬を明示し、出走投票の結果、騎乗予定馬に騎乗しない場合は、重賞競走を含む当日の騎乗は認めない。
 - (3) 重賞競走に騎乗する他地区所属騎手は、競走当日、最初に騎乗が予定されている競走の 2 時間前までに競馬場に來場することとする。
 - (4) 他地区所属騎手が重賞競走のうち交流重賞競走に騎乗する場合は、重賞競走施行主催者が傷害保険の加入の手続き及び費用の負担を行うが、それ以外の重賞競走に騎乗する場合は、騎手本人が任意で加入するものとする。
 - (5) 他地区所属騎手のうち減量が適用されている者で騎乗申込み時に通算勝利率度数 31 勝未満の者は、南関東地区 S I 重賞競走（主催者が特に定める J p n II 及び J p n III 競走を含む。）に騎乗することができない。
2. その他
 - (1) 重賞競走で騎乗する他地区所属騎手に関して、南関東地区所属騎手と同じ騎乗制限（1 日の騎乗回数 8 回以下、連続騎乗 6 回以下）を適用する。
 - (2) 南関東地区で行われる指定交流重賞競走及び地方交流重賞競走に騎乗する他地区所属騎手で、所属場もしくは常時交流競馬場の所属場の出走馬に騎乗せず他の馬に騎乗する他地区所属騎手は、重賞競走を含む当日の騎乗回数を 4 回以下とする。
 - (3) 他地区所属騎手が南関東地区で騎乗する際に使用する服色は、所属する競馬場等で指定された服色を使用する。ただし、所属する競馬場等で指定された服色が、南関東地区所属騎手と同じ又は似かよった服色である場合等、開催執務委員長が変更の必要を認めた場合は、開催執務委員長が指定した服色を使用する。

また、馬主服を使用する場合は、馬主服取扱要領によるものとする。
 - (4) この取扱いに定めがあるもののほか、必要な事項は、当該主催者が別に定める。

南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の期間限定騎乗について

南関東地区4競馬場において他地区地方競馬所属騎手（地方競馬全国協会の臨時試験に合格して競馬場限定免許を交付された外国人（外国で騎乗する日本国籍の騎手を含む）を除く。以下同じ。）が期間を限定して騎乗する場合の取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 他地区地方競馬所属騎手（以下「他地区騎手」という。）が、期間を限定して南関東地区で騎乗する（以下「期間限定騎乗」という。）場合の取扱いについて
 - (1) 期間限定騎乗が可能となる他地区騎手の区分は、以下の条件に合致する者とする。
 - ① 期間限定騎乗を行う年度の前年末（歴年）の時点で、通算1,000勝（冬季休催場においては800勝）以上の実績がある者（以下「勝利度数実績騎手」という。）
 - ② 期間限定騎乗を行う年度の前年（歴年）に、所属する競馬場でリーディング5位以内の成績で、交流騎乗を行う年度の前年末（歴年）の時点で満25歳以下の者（以下「リーディング5位以内の若手騎手」という。）
 - ③ 南関東地区で技術の研鑽を目指す騎手免許取得後騎乗経験8年以下、通算勝利度数200勝以下の者。但し、騎手免許取得後騎乗経験5年未満、又は通算勝利度数100勝未満の者は除く。（以下「技術研鑽騎手」という。）
 - (2) 期間限定騎乗を行う他地区騎手の人数及び騎乗可能な期間は以下のとおりとする。
 - ① 勝利度数実績騎手
南関東地区各競馬場で年度内2名以内、期間限定騎乗が可能な期間は2ヵ月以内
 - ② リーディング5位以内の若手騎手
南関東地区各競馬場で年度内1名、期間限定騎乗が可能な期間は2ヵ月以内
 - ③ 技術研鑽騎手
南関東地区各競馬場で年度内1名、期間限定騎乗が可能な期間は3ヵ月以内
 - (3) 他地区騎手は、同一年度内1回に限り、上記(2)①から③の何れか1区分にのみ、申請を行うことができる。

なお、期間限定騎乗が可能な期間の開始日は南関東地区所属予定の主催者の当該競馬の開催日からとし、満了日が競馬開催中である場合は、原則として、当該競馬最終日まで期間限定騎乗を認める。但し、年度を跨いだ期間限定騎乗は認めない。
 - (4) 所属を一にする他地区騎手が南関東地区に対して申請をすることができるのは以下の要件によるものとする。
 - ① 南関東4競馬場に対して、(2)①から③に定める人数を超えないものとする。
 - ② 南関東地区の一競馬場に対して(2)①～③の各区分1名までとする。
 - ③ 南関東地区の同一競馬場において騎乗期間が重複しないこととする。
- (5) 一般社団法人関東地方公営競馬協議会（以下「関地協」という。）は、期間限定騎乗

が可能な他地区騎手に対し、年度が開始する前の段階で、地方競馬主催者を通して、当該年度における期間限定騎乗を行う希望の有無について、別紙様式1により意向調査を実施する。

この意向調査の結果、南関東地区各競馬場における受入れ可能人数を超過した場合は、南関東地区主催者が期間限定騎乗を行う者を選定する。

また、意向調査の結果、南関東地区各競馬場での受入れ人数の上限に満たなかった場合は、当該年度に期間限定騎乗を希望した者を対象に、改めて意向調査を実施し期間限定騎乗を行う者を選定する。

(6) 南関東地区で期間限定騎乗を行う他地区騎手が選定された後、当該騎手が事故等の都合により騎乗できなくなった場合、他の他地区騎手の追加選定は行わない。

(7) 上記(2)に記載の南関東地区各競馬場の受け入れ可能人数以内であっても、施設の状況その他の事由により期間限定騎乗を行う者を選定しない場合がある。

また、本取扱いにおける期間限定騎乗の選定理由は公表しない。

(8) 南関東地区で期間限定騎乗を行う者は、当該期間中は、南関東地区調教師に所属することとする。他地区所属騎手を引き受ける南関東地区調教師は、調教師が所属する競馬場の騎手会及び調教師会の了承を得た後に、他地区騎手が期間限定騎乗を開始する1ヵ月前までに、別紙様式2による申請書を、調教師が所属する主催者に提出することとする。

なお、期間限定騎乗を行う者が南関東地区に来場可能となるのは、期間限定騎乗を開始する日の10日前からとする。

(9) 南関東地区で期間限定騎乗を行う者は、当該期間中は、南関東地区所属馬によるJRA又は他地区地方競馬で行われる交流競走での騎乗や、他地区で実施される騎手招待競走等の特別な事情が認められる場合を除き、南関東地区以外での競走の騎乗は、原則認めないものとする。

ただし、期間限定騎乗の期間中に所属する主催者が認め、期間限定騎乗の期間中に所属する調教師が了承した場合はこの限りではない。

(10) 南関東地区で期間限定騎乗を行う者は、当該期間中は、騎乗申込、在宅確認及び行動報告書の提出、調整ルームへの入室、騎乗制限等については、全て、南関東地区所属騎手と同様に取り扱う。

(11) 南関東地区で期間限定騎乗を行う者は、当該期間中は、南関東地区主催者が提示する金額以上の補償がある傷害保険に加入しなければならない。

2. 所属調教師の管理者責任について

他地区所属騎手を引き受ける南関東地区調教師は、当該騎手に対し、自厩舎所属騎手に対するものと同様の管理者責任を負うものとする。

平成 31 年 4 月 1 日 全部改正

令和 元 年 11 月 8 日 一部改正

令和 2 年 12 月 9 日 一部改正

南関東 4 競馬場における外国人騎手の騎乗について

南関東地区 4 競馬場において外国人騎手（地方競馬全国協会の臨時試験に合格して南関東地区で競馬場限定免許を交付された外国人（外国で騎乗する日本国籍の騎手を含む）。以下同じ。）が騎乗する場合の取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 外国人騎手が、期間を限定して南関東地区で騎乗する場合の取扱いについて

- (1) 外国人騎手が南関東地区で騎乗を行う場合は、南関東地区各競馬場で年度内 1 名、騎乗期間は連続した 3 ヶ月以内とする。ただし、同一人物が同一年度に所属できるのは南関東地区の 1 ヶ所の競馬場とする。

なお、騎乗開始は、南関東地区所属予定の主催者の当該競馬の開始日からとする。

また、平成 31 年 4 月 1 日全部改正の「南関東 4 競馬場における他地区地方競馬所属騎手の期間限定騎乗について」1. (8)から(11)を準用し、「期間限定交流騎乗を行う者」とあるのは「外国人騎手」と読み替えるものとする。

- (2) 上記(1)に記載の南関東地区各競馬場の受け入れ可能人数以内であっても、施設の状況その他の事由により騎乗を認めない場合がある。

また、本取扱いにおける騎乗可否の理由については公表しない。

- (3) 南関東地区で外国人が騎乗を行う場合は、一般社団法人関東地方公営競馬協議会が同協議会騎手服色指定規程に基づき指定する服色を使用する。

ただし、馬主服を使用する場合は、馬主服取扱要領によるものとする。

- (4) 地方競馬全国協会の臨時試験に合格して南関東地区以外の他地区地方競馬場限定免許を交付された外国人騎手（外国で騎乗する日本国籍の騎手を含む）は、南関東地区で実施する交流競走以外の競走に騎乗することはできない。

2. 所属調教師の管理者責任について

外国人騎手を引き受ける南関東地区調教師は、当該騎手に対し、自厩舎所属騎手に対するものと同様の管理者責任を負うものとする。

また、所属調教師は別紙様式 3 による確約書を所属場へ提出することとする。

南関東地方競馬において、地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が中央交流競走以外の競走に騎乗する際の服色の指定に係る申合せ事項

中央交流競走の実施日に、地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が、当該交流競走以外の競走に騎乗する際に、地方競馬在籍時の騎手服での騎乗を希望した場合、下記のとおり申合せを行う。

記

地方競馬から中央競馬に移籍した騎手（南関東地方競馬から移籍した騎手で、一般社団法人関東地方公営競馬協議会（以下、「関地協」という。）が服色の指定をまっ消していない騎手を除く。）が、中央交流競走以外の競走に騎乗する場合、別に定める「申合せ事項の運用」により、地方競馬所属時の服色を指定できるものとする。

ただし、主催者が当該競走において、南関東所属騎手等と同じ又は似通った服色と判断した場合は、別途、協議するものとする。

南関東 4 競馬場において地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が、中央交流競走当日に実施される他の競走に騎乗する際の服色の指定に係る申合せ事項の運用について

第 1 目的

地方競馬から中央競馬に移籍した騎手が、南関東地方競馬で実施される中央交流競走において騎乗する場合で、交流競走当日に実施される他の競走に騎乗する際に地方競馬所属時の騎手服で騎乗することを希望する場合の取り扱いについて、南関東地方競馬で統一した見解とすることを目的とする。

第 2 申請

南関東地方競馬で、地方競馬所属時の服色の指定を受けたい上記騎手は、様式第 1 の「服色指定申請書(J)」（別記様式「服色指定申請書(J)添付」）を当該主催者を經由して一般社団法人関東地方公営競馬協議会（以下、「関地協」という。）に提出しなければならない。

第 3 服色の指定

第 2 の申請を受けた主催者は、関地協に申請書を送付する。送付を受けた関地協は、前所属競馬場に照会し、相違ないと認めるときは、服色の指定を行う。

第 4 通知

服色の指定を行った関地協は、当該主催者を經由して当該騎手に様式第 2 「服色指定書

(J)を交付し、その写しを主催者に送付する。

第5 服色指定書(J)の保存

「服色指定書(J)」は、2部作成し、内1部は関地協においてこれを保存する。

第6 有効期間

当該騎手から様式第3「服色の取消届(J)」があったとき、騎手でなくなったときまでとする。

第7 処分

服色の指定を受けた騎手が、指定を受けた騎手服を着用しない場合、制裁の対象となることがある。

第8 その他

この申合せ事項の運用は平成26年10月1日から実施する。

平成 22 年 1 月 1 日	制 定
平成 23 年 3 月 18 日	一部改正
平成 24 年 1 月 1 日	一部改正
平成 25 年 1 月 1 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 2 月 8 日	一部改正

特別区競馬組合競馬実施規則第 51 条に定める騎手が 競走に騎乗するとき使用する騎手服等について

I. 騎手服

1 競走に使用する騎手服

(1) 南関東所属騎手

関東地方公営競馬協議会が指定する騎手服を使用する。

なお、指定交流競走及び J R A 交流競走において J R A 所属馬に騎乗する際は、J R A の登録を受けた馬主の服色を使用する。ただし、当該騎乗馬が J R A における服色登録がなされていない場合、又はやむを得ない理由により、登録した服色が使用できない場合は、関東地方公営競馬協議会が指定する騎手服を使用する。

(2) 他地区地方競馬所属騎手

所属主催者が指定する騎手服を使用する。

なお、指定交流競走及び J R A 交流競走において J R A 所属馬に騎乗する際は、J R A の登録を受けた馬主の服色を使用する。ただし、当該騎乗馬が J R A における服色登録がなされていない場合、又はやむを得ない理由により、登録した服色が使用できない場合は、2 の組合が指定する騎手服を使用する。

また、南関東地区所属騎手が使用する騎手服と類似する場合であって、両騎手が同一の競走に騎乗する際は、2 の組合が指定する騎手服を使用する。

(3) J R A 所属騎手

指定交流競走及び J R A 交流競走において J R A 所属馬に騎乗する際は、J R A の登録を受けた馬主の服色を使用する。ただし、当該騎乗馬が J R A における服色登録がなされていない場合、又はやむを得ない理由により、登録した服色が使用できない場合は、2 の組合が指定する騎手服を使用する。

また、指定交流競走及び J R A 交流競走実施日と同日に行われる競走で地方競馬所属馬に騎乗する際は、2 の組合が指定する騎手服又は、関東地方公営競馬協議会が指定する騎手服を使用する。

(4) 地方競馬において騎手服の指定を受けていない者については、2 の組合が指定する騎手服を使用若しくは、その都度服色指定申請を行う。

(5) その他交流競走等において開催執務委員長が必要と認めた場合は、その都度服色指定申請を行う。

2 組合が指定する騎手服

組合が指定する騎手服は、枠番号別とし、次のとおりとする。

枠番号	馬番号	服色
1	小	白、紫十字たすき、そで紫一本輪
	大	胴白・紫十字たすき、そで紫・白二本輪
2	小	黒、水色十字たすき、そで水色一本輪
	大	胴黒・水色十字たすき、そで水色・黒二本輪
3	小	赤、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴赤・白十字たすき、そで白・赤二本輪
4	小	青、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴青・白十字たすき、そで白・青二本輪
5	小	黄、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴黄・白十字たすき、そで白・黄二本輪
6	小	緑、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴緑・白十字たすき、そで白・緑二本輪
7	小	橙、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴橙・白十字たすき、そで白・橙二本輪
8	小	桃、白十字たすき、そで白一本輪
	大	胴桃・白十字たすき、そで白・桃二本輪

II. 保護ベスト

下表に掲げる基準を満たしたものを使用する。

1	J R A 基準	DESCENTE
2	ヨーロッパ基準	EN3158 : 2000 Level 1 以降
3	オーストラリア基準	ARB1998
4	イギリス基準	Satra Jockey Vest Standard Document M6 issue3
5	アメリカ基準	ASTM F2681-08 ASTM F1937

(『競馬と生産に関する国際協約第 27 条付録』より)

III. 帽子

帽子は、枠番号別に色分け、主催者が騎手に貸与する。

枠番号に応じる帽子の色等は、次のとおりとする。

なお、同一騎手服等の馬が、出走投票の結果、同枠となった場合は、馬番号の大きいものが四ツ割染分けを使用する。

枠番号	帽子の色		馬番号の色 (地色/番号色)
1	白		白/黒
	染分け	白・水色	白/黒
2	黒		黒/白
	染分け	黒・白	黒/白
3	赤		白/黒
	染分け	赤・白	白/黒

4	青		黒／白
	染分け	青・白	黒／白
5	黄		白／黒
	染分け	黄・白	白／黒
6	緑		黒／白
	染分け	緑・白	黒／白
7	橙		白／黒
	染分け	橙・白	白／黒
8	桃		白／黒
	染分け	桃・白	白／黒

南関東地方競馬に騎乗できる騎手及び騎乗の制限について

交流競走（騎手招待競走を含む）実施当日において、下記１に区分する騎手が騎乗できる出走馬の所属による騎乗の可否について、下記２のとおり定める。

１．騎手区分

- (1) 南関東所属騎手
南関４場を原籍とする騎手をいう。
ただし、期間限定騎乗で他地区地方競馬に移籍中の騎手は、他地区所属騎手として取扱う。
- (2) 期間限定騎乗騎手
「南関東４競馬場における他地区地方競馬所属騎手の期間限定騎乗について」の１及び「南関東４競馬場における外国人騎手の騎乗について」の１の定めにより、南関４場で期間を限定して交流騎乗する他地区所属騎手及び外国人騎手をいう。
- (3) 南関重賞騎乗騎手
「南関東４競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」の１の定めにより、南関東地区重賞競走（交流競走を除く）に騎乗するために来場する他地区所属騎手をいう。
- (4) 他地区所属騎手
大井競馬番組５－(3)－エに掲げる競走に騎乗するために来場する南関４場以外の地方競馬に所属する騎手をいう。
- (5) J R A所属騎手
大井競馬番組５－(3)－エに掲げる競走に騎乗するために来場するJ R A所属騎手（短期免許を取得している外国人騎手を含む）をいう。
- (6) 外国人騎手
国際交流競走及びその他交流競走に出走する外国馬に騎乗するために来場する日本国以外で騎手免許を受けた騎手をいう。

２．出走馬の所属による騎乗の可否

- (1) 交流競走
ア １競走のみ実施される場合

騎手区分 出走馬の所属	南関東 所属騎手	期間限定 騎乗騎手	南関重賞 騎乗騎手	他地区 所属騎手	J R A 所属騎手	外国人 騎手
南関東所属馬	○	○	○	○	×	×
他地区所属馬	○	○	○	○	×	×
J R A所属馬	○	○	×	×	○	×
外国馬	○	○	○	○	×	○

イ 同日に2競走以上実施される場合

出走馬の所属 騎手区分	南関東 所属騎手	期間限定 騎乗騎手	南関東賞 騎乗騎手	他地区 所属騎手	J R A 所属騎手	外国人 騎手
南関東所属馬	○	○	○	○	○	○
他地区所属馬	○	○	○	○	○	○
J R A所属馬	○	○	×	×	○	×
外国馬	○	○	○	○	○	○

※ J R A所属騎手及び外国人騎手はいずれか1競走はアによる騎乗が必要

(2) 交流競走当日に実施される他の競走（南関東所属馬）

いずれの騎手区分であっても、騎乗することができる。

ただし、J R Aの短期免許を受けた外国人騎手の騎乗については、当該交流競走に限られる。

また、同一騎手が1日に連続して騎乗する回数は、「南関東4競馬場における他地区地方競馬所属騎手の交流騎乗について」による。ただし、減量騎手の負担重量の軽減は行わない。

特別区競馬組合馬主服取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、特別区競馬組合競馬実施規則（昭和52年規則第5号）第51条に規定する一般社団法人関東地方公営競馬協議会が指定する騎手服のうち、馬主服の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(馬主服の使用を認める競走)

第2条 馬主服の使用を認める競走（以下「対象競走」という。）は、次に掲げる競走とする。

- (1) ダートグレード競走
- (2) 南関東地方競馬重賞競走
- (3) 2歳新馬競走

(使用を認める馬主服)

第3条 対象競走に使用できる馬主服は、一般社団法人関東地方公営競馬協議会馬主服色指定規程により指定された服色とする。

(馬主服使用の届出)

第4条 馬主が、対象競走に馬主服を使用しようとする場合は、当該開催の馬検査日までに、別紙様式1により調教師を経由して、管理者に馬主服の使用を届け出なければならない。
2 前項の届出は、使用する競走毎に行うものとする。

(馬主服の管理等)

第5条 馬主は、必要な枚数の馬主服を用意し、調教師に交付しておくものとする。
2 調教師は、馬主服を適切に管理し、届け出た競走に騎乗する騎手に着用させなければならない。

(馬主服使用の確認)

第6条 騎手は、馬主服を使用する場合は、当該対象競走の騎手の前検量時までに検量委員の確認を得るものとする。
2 やむを得ない事由により馬主服を使用することができないときは、調教師は速やかに裁決委員にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(染分帽の着用)

第7条 対象競走において、同枠内に同一服色となった場合又は裁決委員が必要と認めた場合には、識別を容易にするため染分帽を着用させる。
2 染分帽は四ツ割とし、同枠内の馬番号の大きい方に着用させるものとする。

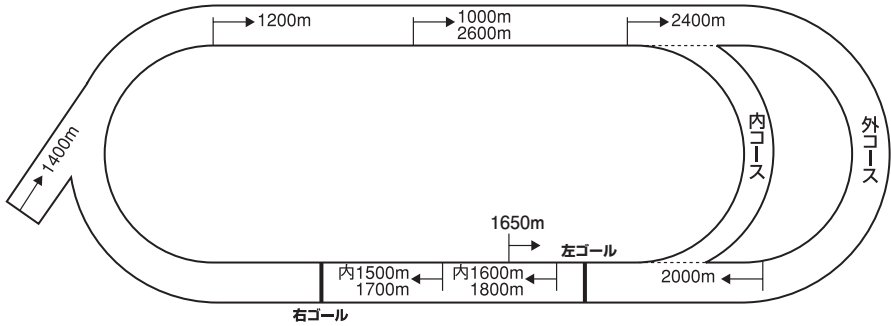
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、馬主服の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年9月22日から施行する。

大井競馬場馬場略図



馬場の形態

- | | | | | | | | |
|---------|------|--|---|------|--------|------|--------|
| 1. 本馬場 | 砂 | 左右兩回り | | | | | |
| | 一周距離 | <table border="0"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">}</td> <td>外コース</td> <td>1600 m</td> </tr> <tr> <td>内コース</td> <td>1400 m</td> </tr> </table> | } | 外コース | 1600 m | 内コース | 1400 m |
| } | 外コース | 1600 m | | | | | |
| | 内コース | 1400 m | | | | | |
| | 幅員 | 25 m | | | | | |
| | 高低 | 平坦 | | | | | |
| 2. 練習馬場 | 砂 | | | | | | |
| | 一周距離 | 1500 m | | | | | |
| | 幅員 | 15 m | | | | | |
| | 高低 | 平坦 | | | | | |